経済産業省

資料４

「経済安全保障政策の動向」と「新たな対応が必要な課題」

2026年11月12日

貿易経済安全保障局

経済安全保障政策の全体像とアプローチ　①全体像

● **戦略的自律性**と**戦略的不可欠性**の確保に向け**3つのP＋I**の取組を拡充しているが、**新たな対応が必要な課題も**存在。

（※）赤字は「新たに対応が必要な課題」、青字は「実施中の取組」、(頁番号)は本資料の該当ページ

◎**日本成長戦略**（2026年7月閣議決定）⇒　17分野の戦略実行
◎**製造基盤強化レポート**（2026年４月経産省公表）⇒　安保三文書における経済安保の位置づけ強化へ

（１）Promotion

(p.18) **ディマンドサイド対策**

(p.19) **新たな形態の支援メニュー**

(p.24) **テックスタックを意識した取組**

サプライチェーン強靭化補助金
・16物資、2.5兆円超予算
・**支援対象の拡大** (p.14)

資源確保関連3法案 (p.16)

K Program
・4領域51技術、5000億円
・**次期K Program** (p.23)

(p.29) **防衛産業基盤の強化**

（２）Protection

外為法等に基づく措置
・輸出管理　・投資管理
技術管理
・技術管理（技術管理対話スキーム等）
・技術流出対策ガイダンス

(p.37) **既存の枠組みで管理が困難な技術の管理**

貿易救済措置
・アンチダンピング調査の積極化
・制度の高度化（迂回防止、迅速化等）
積極化 →

サイバーセキュリティ政策
・サプライチェーン全体での対策強化等（JC-STAR等）
強化 → **サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ等** (p.43)

（３）Partnership

企業行動変容参考ツール
・経済安保経営GL　・コーポレートガバナンス・コード改訂　・独禁法事例集　・企業結合GL改定　・技術流出対策ガイダンス

官民連携

(p.51) **中堅・中小企業を含む幅広い企業への伴走支援**

国際連携

強化 ← **同志国等との連携強化** → 強化
・重要鉱物SC　・非価格要素　・AIエコシステム　・技術管理　・海外事業展開

（４）Intelligence

総合的なシンクタンク【2026年度内に設立予定】
・SC、技術、インフラ・輸送に関する分析や、リスク点検等を実施

官民協議会【2026年10月1日に設立】
・テーマ毎に官民限定メンバーで秘密情報等を共有

経済安全保障政策の全体像とアプローチ　②アプローチ

- 日本政府は、**経済安全保障上の懸念に応じて領域を分類**した上で、**現在及び将来の不可欠性・自律性の獲得・維持・回復**に向けて、**3つのPの具体的な措置を組み合わせて適用**。

経済安全保障上の懸念

	将来の不可欠性・自律性の獲得 ① 破壊的技術革新が進む領域	不可欠性の維持 ② 我が国が技術優位性を持つ領域	自律性の回復 ③ 対外依存の領域
コンピューティング	AI、次世代コンピューティング （例：量子コンピュータ・先端半導体）	製造装置・部素材・機器 等 （例：MLCC・光ファイバー・複合機） 高性能パワー半導体・マイコン等	一般的なレガシー半導体 等
クリーンテック	次世代クリーンテック （例：ペロブスカイト・全固体電池）	製造装置・部素材 等	重要鉱物 等
バイオテック	バイオものづくり （例：合成生物学・バイオファウンドリ）	検査・分析装置 等	抗菌性物質製剤 等
3分野以外（防衛・宇宙・基盤技術）	防衛・宇宙分野の先進技術	航空機部素材 等 （炭素繊維・エンジン用素材）	航空機部素材 等 （大型鍛造・鋳造）
各領域に対する取組の方向性	技術優位性の創出	機微技術の流出・拡散防止	過剰依存構造の防止・是正

Promotion（技術開発支援、投資支援等）
Protection（輸出管理、投資管理、技術管理等）

Promotion（代替調達先開発支援等）
Protection（需要サイドの対応等）

Partnership（官民連携、国際連携）

（参考）日本成長戦略：　17分野の戦略策定･実行

- 2026年7月、日本成長戦略を閣議決定。
- **戦略17分野とそこに含まれる62の「主要な製品・技術等」**を定め、**ロードマップと支援策を検討・推進**。

日本成長戦略の概要

17の戦略分野を中心とした官民連携の危機管理投資・成長投資の徹底

✓①国内の経済安全保障等の様々なリスク低減の必要性、②海外市場の獲得可能性、③関係技術の革新性等の観点から、62の「主要な製品・技術等」を特定。62の「主要な製品・技術等」毎に、「官民投資ロードマップ」を策定。

①AI・半導体	⑤防衛産業	⑨マテリアル（重要鉱物・部素材）	⑬フュージョンエネルギー
②デジタル・サイバーセキュリティ	⑥航空・宇宙	⑩合成生物学・バイオ	⑭防災・国土強靭化
③情報通信	⑦海洋	⑪創薬・先端医療	⑮港湾ロジスティクス
④量子	⑧造船	⑫資源・エネルギー安全保障・GX	⑯フードテック
			⑰コンテンツ

国内投資を全国に拡げていくための８つの分野横断的な課題への対応

✓17の戦略分野等における国内投資を支え、日本全国に拡げる。「地域未来戦略」の推進を後押し。

①新技術立国・競争力強化	③金融を通じた潜在力の解放	⑤労働市場改革	⑦賃上げ環境整備
②スタートアップ	④人材育成	⑥家事等の負担軽減	⑧サイバーセキュリティ

未来への投資拡大の実現

✓緊縮志向と未来への投資不足を断ち切り、供給力を強化し、税収が自然増に向かう、GDP拡大の好循環を実現

①『「強く豊かな日本」投資枠』の創設　**②官民連携の徹底的な強化（「投資牽引型経済」へのマインドセット転換）**

③PDCAメカニズムの構築　**④戦略的広報の抜本的強化**

（資料）内閣官房「骨太の方針・日本成長戦略の概要」より作成

（参考）製造基盤強化レポート　①問題意識

- **2026年4月15日**、経済産業省「地政学リスクを踏まえた製造基盤強化等に関する検討会」は、**「製造基盤強化レポート」を取りまとめ**。これも踏まえて、製造基盤強化に向けた取組を進めているところ。

製造基盤強化レポートで示された問題意識（概要）

（1）地政学的不安定性の更なる高まり

地政学的なリスクが顕在化するとともに、重要鉱物の輸出管理強化をはじめ「経済の武器化」がより一層深刻化する中、重要鉱物以外の化学品等の脆弱性も指摘

（2）製造基盤の喪失により優位性ある領域が失われるおそれ

日本の競争力の源泉は製造基盤におけるすり合わせ（例．製造装置、素材等）。製造基盤への投資が規模・スピード等で他国に劣後、他国による技術的キャッチアップも

（3）次世代製造・スマート製造の遅れ

AI実装により転換点を迎える製造DXは、人口減少下にある中で生産性向上の有効な武器である一方、日本の投資は更新投資にとどまり、諸外国に比べて遅れ

「製造基盤強化」に向けた取組を強化すべき

① 国力の源泉としての「製造能力」の重要性の高まり

国民生活や経済活動に必要な物資の供給を支え、イノベーションを具現化する基盤となる、国力の源泉としての「製造能力」の重要性が高まっている。

② 製造基盤の強化は「待ったなし」の状況

国内の製造基盤を一度失うと、複雑に絡み合う国際的なサプライチェーンの再構築や、人材を含む国内産業の再集積等の必要性から、回復が困難。特に海上輸送等に大きく依存する日本にとって、自国で製造基盤を確保する必要性は高い。

③ 製造基盤強化に合わせたアップデートの追求

※ 製品等の販売後も継続的に収益を得るビジネスモデル

人材不足等の課題への対応や競争力確保の観点から、日本の強みを活かしたイノベーションを推進するとともに、データやAIのフル活用、リカーリングモデル※への転換等、アップデートされたモデルの追求が重要。

（参考）製造基盤強化レポート　②強化すべき視点

（視点１）支援対象の拡大（リスクに対しプロアクティブに対応すべく「自律性」の対象を見直す）

「重要な基盤的物資」の追加
重要物資の製造に不可欠な汎用性のある基盤的物資を支援（化学品等）

「テクノロジー・チェーン※」に着目した支援
モノに加え、「基盤的技術要素群（鋳造・鍛造等）」を追加

※ 素材、部品、装置、生産など相互にすり合わせすることにより製造基盤の強靱化を支える技術要素群

支援の必要性、優先順位付け等について精緻に分析

「総合的な経済安全保障シンクタンク」「官民協議会」の有効活用
①情報収集分析ツールの整備、②サプライチェーン把握システムの整備　等

（視点２）サプライチェーンの一貫支援（サプライチェーン全体で不足する対策を洗い出す）

「循環資源」の追加
上中下流に加え、
「循環資源（再生プラスチック等）」を追加

「将来技術を支える物資」の追加
現在のサプライチェーンに加え、
「将来のSC（ヒューマノイド部品等）」を追加

「物流」の強靱化
取引の流れに加え、
物理的な流れへの支援を強化

国内だけで確保することが困難な製造能力を地政学リスクに応じて他国と連携しつつ確保

供給サイドだけでなく、需要サイドの対策も講じることで、持続可能な経済安全保障の取組を実現

新たな戦略的国際分業の推進
地政学リスクにも耐え得る形での新たな戦略的国際分業を構築
（FSから実証、実装まで切れ目ない海外展開支援等）

需要サイドの対策
経済安全保障を踏まえた企業ガバナンス構築、
調達源多様化等の需要サイドの対策を推進

（視点３）「エコシステム」への支援（製造能力をアップデート ＋ 日本が強みを有する技術を守る）

製造AX（AIトランスフォーメーション）
データ

製造人材等の育成・確保
ヒト

技術流出対策強化
技術

中堅・中小企業
ものづくりの土台

（視点４）「自助」「共助」「公助」のバランス（官民の適切な負担で経済安保の取組を持続可能に）

市場メカニズムも活用した企業の行動変容
経済安全保障経営ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ、ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ･ｺｰﾄﾞ改訂、独禁法事例集

国による更なる支援のあり方の検討

1．Promotion（産業支援策）

2．Protection（産業防御策）

3．Partnership
　i 官民連携
　ii 国際連携

4．Intelligence

5．まとめ

（１）経済安全保障推進法　①概要（2022年5月成立）

法律の趣旨

○ 国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

措置の概要

１．特定重要物資の安定的な供給の確保（「サプライチェーン強靭化補助金」）

- 特定重要物資の指定
- 事業者の計画認定・支援措置
- 政府による備蓄等の措置

２．特定社会基盤役務の安定的な提供の確保（「基幹インフラ」）

- 事前届出・審査
- 勧告・命令
- 対象事業等を法律で規定

３．特定重要技術の開発支援（「K Program」）

- 国による支援
- 官民パートナーシップ（協議会）
- 調査研究業務の委託

４．特許出願の非公開

- 技術分野等によるスクリーニング
- 保全審査
- 保全指定
- 外国出願制限
- 補償

（１）経済安全保障推進法　②2026年6月改正

改正の趣旨

○ 経済安全保障推進法の成立から３年が経過。この間に生じている**国際情勢の急速な変化や新たな課題に対して、迅速かつ強力に対応する必要**。
○ **外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を強化しながら最大限活用**し、我が国の平和と安全、繁栄を確保すべく、**経済安全保障推進法を改正し、以下の対応を講じる**。

措置の概要

サプライチェーン強靱化に向けた更なる措置

- 物資の供給に不可欠な役務に外部依存性・供給途絶蓋然性等がある場合、特定重要物資として支援。
- 安定供給確保に向けた相互連携・協力に努め、支障が生ずるおそれがある場合には協力要請等を行う。

基幹インフラ制度への医療分野の追加・運用改善

- 基幹インフラ制度に医療分野を追加し、対象事業者として、①病院（特定機能病院を念頭）、②医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を指定する方向。
- 事業者からの要望等を踏まえて運用を改善。

特定重要技術に係る指定基金の対象範囲の拡大

- 研究開発等の伴走支援を行う指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲を拡大。

重要な海外事業の展開支援（新設）

- 採算性に不確実性があるため、既存の支援ツールだけでは民間企業から十分な投資が行われない経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設。

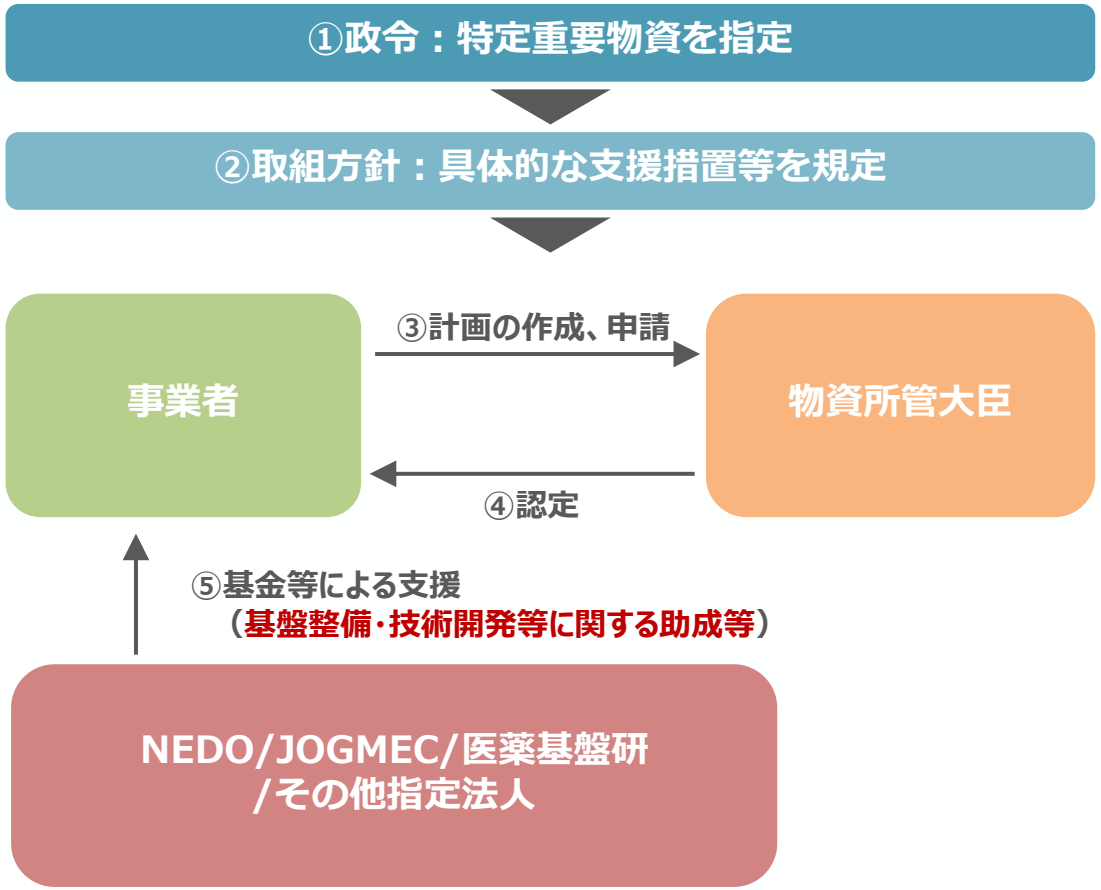
総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会（新設）

① 総合的な調査研究・政策提言を行う総合的な経済安全保障シンクタンクを創設。
② 国家・国民の安全を害する行為に関する情報共有や対策の協議を行う官民協議会を組織。

（２）重要物資の安定供給　①サプライチェーン強靭化補助金ⅰ

- 経済安全保障推進法に基づき、**国民の生存や生活・経済活動が依拠している重要な物資等の安定供給確保を図る**ため、同法の政令で指定された**特定重要物資**について、物資所管大臣（経済産業大臣等）が**認定した供給確保計画に沿った生産基盤の整備、生産技術開発等に対して助成金**を交付。

支援スキーム



- 国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している物資及びその原材料等について、当該**物資を政令で指定**（①）
- 各物資の所管大臣は、具体的な支援措置等を記載した**取組方針を作成**（②）。取組方針に基づき**事業者が計画を作成・申請**し（③）、**主務大臣が認定**（④）
- **NEDO・JOGMEC**・医薬基盤研(法律上明記)・その他指定法人から**基金等による助成金等の支援**を実施（⑤）
  - **設備投資に限らず、生産技術開発、備蓄等に、１/3～２/3の助成金等**
  - なお、**事業規模を支援要件としている物資もあり**（例．事業規模300億以上等）、計画の認定要件は物資毎で設定

※ 助成金のほか、日本政策投資銀行からのツーステップローンや債務保証、株式引き受け（※中小企業のみ）等の金融支援も実施可

（２）重要物資の安定供給　①サプライチェーン強靭化補助金 ii

- **経済安全保障推進法に基づく特定重要物資として16物資を指定**し、**予算総額2兆5,643億円**の支援を実施中。

特定重要物資の主な支援措置の内容及び認定済計画数（計153件）

（2026年11月4日時点）

抗菌性物質製剤(厚労)(２件認定) 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄	**肥料**（農水）（13件認定） 備蓄	**船舶の部品**（国交）（18件認定） 生産基盤強化、研究開発	**医療機器**（厚労・経産） （人工呼吸器及び体外式膜型人工肺） 生産基盤強化（人工呼吸器）
・βラクタム系抗菌薬	・りん酸アンモニウム　・塩化カリウム	・エンジン(2ストローク・4ストローク) ・クランクシャフト　・ソナー　・プロペラ ・船体	・人工呼吸器本体
半導体（経産）（30件認定） 生産基盤強化、原料の供給基盤強化	**蓄電池**（経産）（42件認定） 生産基盤強化、技術開発	**航空機の部品**（経産）(19件認定) 生産基盤強化、研究開発等	**無人航空機**（経産)(１件認定) 生産基盤強化、研究開発
・従来型半導体 ・半導体製造装置(部素材含む) ・半導体部素材(部素材含む) ・半導体原料(黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等)	・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	・大型鍛造品　・鋳造品 ・CMC及びSiC繊維 ・炭素繊維　・スポンジチタン	・無人航空機 ・無人航空機用部品 （バッテリー、モータ及びESC、フライトコントローラ、映像伝送モジュール）
永久磁石（経産）（６件認定） 生産基盤強化、技術開発等	**先端電子部品** （経産）（６件認定） 生産基盤強化、研究開発	**工作機械・産業用ロボット** （経産）（６件認定） 生産基盤強化、研究開発	**人工衛星**（経産）(１件認定) 生産基盤強化
・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアアース磁石 ・フェライト磁石	・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・磁気センサー ・電子部品製造装置(部素材含む) ・電子部品部素材(部素材含む)	・CNC　・サーボ機構 ・CNCシステム　・減速機 ・PLC　・ボールねじ ・リニアガイド　・リニアスケール ・鋳物代替素材（ミネラルキャスト）	・衛星バス ・太陽電池セル
重要鉱物（経産）（12件認定） 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発	**天然ガス**（経産）（１件認定） 戦略的余剰液化天然ガスの確保	**クラウドプログラム** （経産）（11件認定） プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備	**ロケットの部品** （経産）（１件認定） 生産基盤強化
・マンガン ・ニッケル ・コバルト ・リチウム ・グラファイト ・バナジウム ・レアアース ・ウラン ・ガリウム ・ゲルマニウム ・フッ素 ・タングステン ・シリコン ・リン ・タンタル ・アンチモン ・ジルコニウム ・バリウム ・チタン ・マグネシウム	・天然ガス	・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機	・フェアリング ・固体ロケットモータ ・燃料供給系部品

（参考）重要鉱物に関するこれまでの取組

- 輸出国の重要鉱物に係る貿易管理措置を踏まえ、**国内サプライチェーンへのレアアース等重要鉱物の安定供給を確保**するため、**①供給源多角化のための鉱山開発や製錬への出資や助成金支援**、**②供給途絶に備えるための国家備蓄の強化**といった取組を実施（経済安全保障上の「特定重要物資」にも指定）。
- また、**代替供給源の確保や国内の製錬ネットワーク維持等のため、国際連携による取組**も実施。

安定供給確保に向けた主な取組

○代替供給源の確立

- レアアースについて、JOGMECを通じた出資措置で、豪・仏での２件のプロジェクトを形成。
- ガリウムについて、JOGMECを通じた出資措置で、豪州で１件のプロジェクトを形成。





○国家備蓄での対応

①供給源多角化につながる上流開発案件組成

- 需要増加や輸出管理に対応すべく、重要鉱物の鉱山開発や製錬に出資する民間企業を支援。（安定供給確保支援基金、JOGMEC出資金）

②国家備蓄の強化

- 国内サプライチェーンへの原料供給途絶回避のため、国家備蓄の強化を進める。

（関係予算：令和４年度第２次補正予算：JOGMEC出資金 1,100億円、安定供給確保支援基金 1,058億円。令和７年度補正予算： JOGMEC出資金及び国家備蓄の強化費用等 937億円、令和７年度予備費： JOGMEC出資金 390億円、令和８年度当初予算案：安定供給確保支援基金 125億円）

国際連携の主な取組

【G7】

- 2026年6月のG7サミットにて、重要鉱物の恣意的な輸出規制を含む経済的威圧に対する懸念を表明。供給源多角化には官民の資金動員が必要と明記。レアアースの単一供給国への依存度を2030年までに60%未満となることを目指すとした。

【日米】

- 2025年10月、両国首脳が「**採掘・加工を通じた重要鉱物及びレアアースの供給確保のための日米枠組み**」に署名。2026年3月、①重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン、②重要鉱物サプライチェーンの強靱化に資する共同プロジェクトに関するファクトシート、③海洋鉱物資源開発に関する協力覚書を締結。

（参考）循環経済行動計画

● 2026年4月、循環経済に関する関係閣僚会議において「**循環経済行動計画**」を決定。

循環経済行動計画の概要

1．再生資源供給サプライチェーンの強靱化（重要鉱物、金属資源等）

＜メタルリサイクル推進戦略＞

- 我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、**我が国産業の国際競争力の確保を前提**として、今後確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について**2030年までの再生材供給の目標（需要に占める再生材の割合等）を設定**。また**再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくり**に取り組む。＜**マクロアプローチ**＞

鉄	：鉄スクラップを**高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保**
アルミ	：展伸材(板・棒製品)の国内生産量**の約４割を目安に、再生アルミ原料由来**に
銅	：国内で生産される銅（電解銅）の**約３割を、再生資源由来**に
永久磁石	：国内供給される永久磁石原材料の**約３割を、リサイクル**で

※ 上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。

- 以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時間軸で整理

＜**ミクロアプローチ**＞

（１）再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

- 投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築
- 使用済物品（鉄スクラップ、永久磁石等）の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等の実施、スキーム整備　等

（２）動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

- 再資源化事業等高度化法の製造業への再生材供給事業認定
- 再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備
- 自動車製造業での再生プラ利用拡大ロードマップの実施
- トレーサビリティ確保に係る情報流通プラットフォームの実装

（３）循環資源の海外流出の抑制

- 不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設（廃棄物処理法等改正案）
- 金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策

（４）再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

- 製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせたインセンティブ創出
- 再生材利用製品に係る公共調達の推進　等

（５）社会的課題への対応

2．日本をハブとする国際資源循環ネットワーク構築

- 重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携　等

3．地域循環資源の徹底活用による地域活性化

4．資源循環分野の国際ルール形成

- 「グローバル循環プロトコル（GCP）1.0」の企業や金融機関での活用、バージョンアップの主導、国際標準化の取組　等

5．循環経済を国民運動に

（資料）「循環経済行動計画」（2026年4月）より作成

（参考）半導体に関するこれまでの取組

- **半導体も、経済安全保障推進法に基づく「特定重要物資」に指定**され、①従来型半導体、②半導体製造装置及び部品・素材、③半導体部素材、④半導体原料の供給基盤の整備が進められている。
- また、**その他の枠組みと合わせ**、経済安全保障上の自律性、不可欠性の確保に向けた取組が進められているところ。

半導体に関する特定重要物資としての安定供給確保に向けた取組

（取組１）従来型半導体の供給基盤整備

➡目標：
- 従来型半導体の国内製造能力強化に向けた大規模な設備投資等の支援により、 2030年の国内売上高目標実現に向けた安定的な供給体制を構築。
- 特に、パワー半導体については、市場が大きく拡大すると見込まれているSiCパワー半導体を中心に、国際競争力を将来にわたり維持するために必要と考えられる相当規模な投資に対して集中的に支援を実施。

（取組２）半導体製造装置及びその部品・素材の供給基盤整備

➡目標：
- 製造装置及び製造装置を構成する部品・素材の国内製造能力強化に向けた設備投資等を支援し、2030年の国内売上高目標実現に向けた安定的な供給体制を構築。

（取組３）半導体部素材の供給基盤整備

➡目標：
- パワー半導体産業の国際競争力確保に不可欠なSiCウエハ等の部素材の国内製造能力強化に向けた設備投資等を支援し、 2030年の国内売上高目標実現に向けた安定的な供給体制を構築する。

（取組４）半導体原料の供給基盤整備

➡目標：
- 半導体原料のリサイクルの促進、国内生産の強化、備蓄、輸送体制の強化に向けた設備投資等を支援し、半導体の2030年の国内売上高目標実現に向けた安定的な供給体制を構築する。

技術流出防止措置
：計画認定に当たって、以下の対策を確認
- 重要技術へのアクセス管理（重要技術の特定・管理体制、アクセス可能な者の限定）
- 重要技術を扱う者への対応（守秘義務誓約含めた適切な待遇）
- 取引先企業との秘密保持契約、外国への技術移転への対策　等

その他の枠組による取組

- 先端半導体の生産施設整備・生産支援（５G促進法）
※ロジック・メモリ半導体のうち、高性能なもののみが対象
- 既存製造基盤の刷新・強靱化（令和３年度補正予算「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業」）
- 先端半導体技術の開発（ポスト５G基金等）
- 次世代技術に向けた日米連携（日米半導体協力基本原則等）
- ゲームチェンジとなりうる将来技術の開発
- 半導体人材の育成・確保
- 技術管理対策等に関する産業界へのアウトリーチ
- 外為法の規定に基づく措置
（外為法の厳格な運用及びその対象の不断の見直し）

新たな対応が必要な課題

（２）重要物資の安定供給　②支援対象の拡大（化学品、海底ケーブル等）

- **経済産業省は令和9年度概算要求**において、**重要物資のサプライチェーン強靭化等に向けて約1.1兆円を計上**。
- 既存の特定重要物資に係る追加予算に加えて、**新たに、化学品、海底ケーブル、医療機器に関する予算も要求**。

重要物資のサプライチェーン強靭化等に関する令和9年度概算要求（経済産業省関係）【約1.1兆円】

- **重要鉱物【約6800億円】**重要鉱物の鉱山開発・製錬・リサイクル事業等の案件組成、国家備蓄の強化等

NEW **化学品【2187億円】**ナフサ調達先、化学品原料の多角化や川中製品の供給強化等に向けた設備投資等

- **永久磁石【10億円】**省レアアース/重レアアースフリー磁石の製造設備の生産効率向上に係る技術開発
- **蓄電池【415億円】**蓄電池及びその部素材・製造装置の製造基盤整備・技術開発支援

NEW **光海底ケーブル等【187億円】**光海底ケーブルシステム及びその部素材等の生産技術の開発・製造基盤の整備

- **人工衛星/ロケットの部品【683億円、国庫債務負担行為を含め762億円】**
  射場整備、人工衛星・ロケット向け大型試験設備の整備
- **航空機の部品【57億円】**航空機向け大型鍛造・鋳造品、CMC（セラミック基複合材料）の製造能力構築
- **航空先進技術実用化【35億円】**ドローンのユースケース実証・AI制御・認証取得促進

NEW **医療機器【200億円】**感染症流行時に需要が見込まれる医療機器（エクモ等）の研究開発

◆主な事項要求※（経済安全保障関連）

※ 金額を示さずに事業項目だけを記して予算要望すること

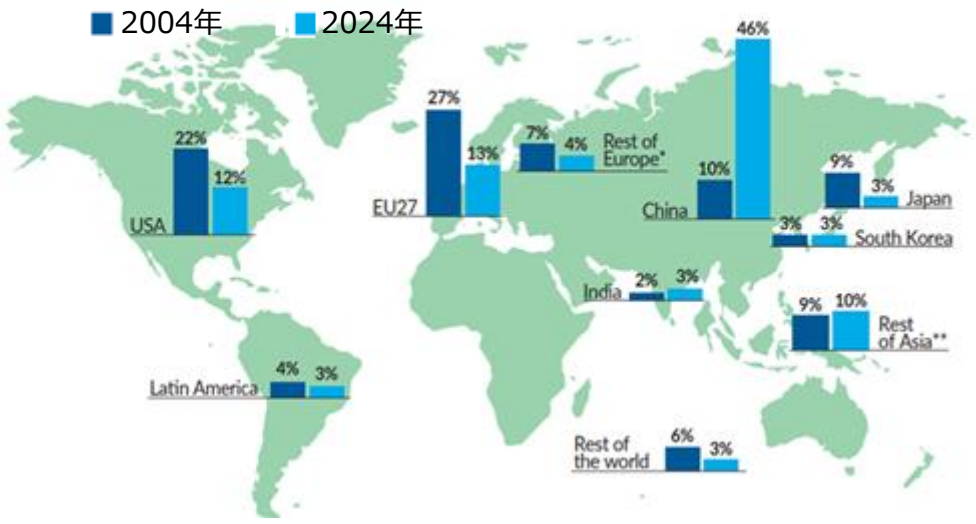
- ✓ **先端技術分野及び重要物資に関する経済安全保障の確保**
- ✓ **デュアルユース等の技術・生産基盤の強化**
- ✓ **エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化**
- ✓ **LNG運搬船の供給体制の構築【内閣府・国交省と合同で事項要求】**

（参考）化学品や海底ケーブルの脆弱性

化学品

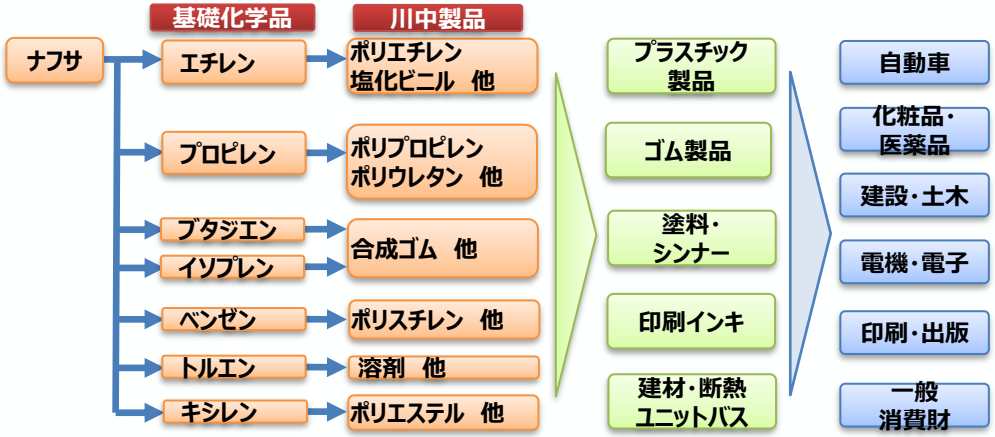
世界の化学品販売額の推移（2004年と2024年の比較）

日欧米がシェアを半減させる一方、中国のシェアは4倍以上に



（資料） Cefic（欧州化学工業連盟） 「Facts and Figures」（2025年）

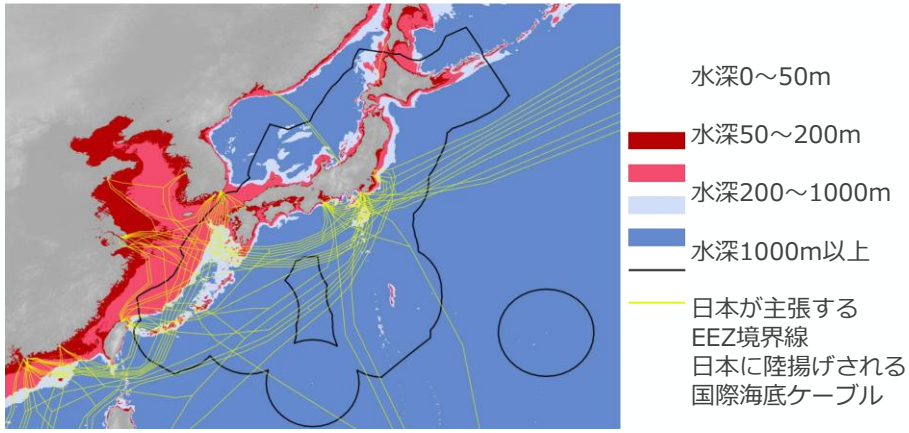
＜参考＞化学産業のサプライチェーン



海底ケーブル

海底ケーブルの供給途絶性

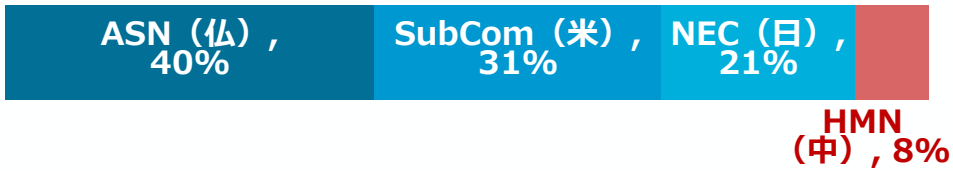
国際通信の99%が海底ケーブルを経由。AIの発展等に伴い通信需要が継続して増加する中、国際的にも厳しい競争環境にあり、供給可能な事業者も限られるため、需給ひっ迫時に必要な供給量や納期を確保できないおそれ



（資料）三菱総合研究所「外交・安全保障　第23回：海底ケーブルを損壊から守る法制度の課題と対策」

海底ケーブルの類型敷設距離におけるシェア

海底ケーブルを巡っては、中国企業が勢力を拡大して競争が激化（2012年の中国企業シェアは1%程度）



※ 2011～2024年実績ベース

（資料）テレジオグラフィー

（２）重要物資の安定供給　③資源確保関連3法案

- 今般の中東情勢を踏まえた対応と課題や、エネルギーを巡る世界の構造的変化を踏まえ、我が国のエネルギー需給構造を強靱化する取組の一環として、以下の資源確保関連3法を通じて、**原油等の化石燃料の調達多角化・リスク低減による調達安定性の抜本的な向上を図る**べく、第222回国会（臨時会）に提出。

資源確保関連３法改正案の概要（令和8年10月13日閣議決定）

中東情勢を踏まえた対応と課題

- 今般の中東情勢への対応において、**石油備蓄の迅速な放出**や、民間事業者による**代替調達の着実な進展**によって、**日本全体として必要な量が確保できた**ことは事実。
- 他方、日本の原油等の調達経路が大きく依存していたホルムズ海峡において情勢が緊迫化したことにより、**輸入量の一時的な大幅減少や、原油調達の不確実性の高まりが生じた**。また、民間事業者による代替調達も迅速に進められたものの、**前年平月比10割の調達の回復にめどが立つまでには、一定の時間を要した**。
- **また、**特にナフサの供給不安から、シンナー・塗料をはじめとする**ナフサ関連製品について供給の偏りや流通の目詰まりが生じる**といった課題も見受けられた。

資源確保関連３法改正案（令和8年10月13日閣議決定）

（１）原油等調達多角化法案	指定水路への依存低減に向け、**調達先・輸送経路の多角化を支援**。原油精製業者等の納付金を原資に交付金を交付。
（２）原油等輸送保険法案	外国政府等の政策変更により民間の再保険が確保できない場合にも、**原油等の海上輸送に必要な保険を確保**し安定供給を支援。
（３）JOGMEC法改正法案	**原油等の輸送事業、バイオ等燃料製造事業及び金属再生資源の製錬事業への出資・債務保証**並びにCCSに対する助成金の交付等の業務を追加。

新たな対応が必要な課題

（参考）原油･ナフサ等に関するこれまでの取組

- 中東情勢を受け、**石油備蓄の放出**に加え、ホルムズ海峡を経由しない代替調達に官民連携のもと最大限取り組み、**原油の調達先の多角化が進展**。一連の対応により、2026年**11月も前年平月比並の原油供給量を確保見込み**。
- **ナフサ**についても、**①国内精製の継続**に加え、**②ナフサの代替輸入の拡大**、**③川中製品の在庫の活用**、**④川中製品の輸入の増加**によって、**ナフサ由来の化学製品の日本全体として必要な量は確保**し続けている。

原油・ナフサ等に関するこれまでの主な取組

石油備蓄の放出

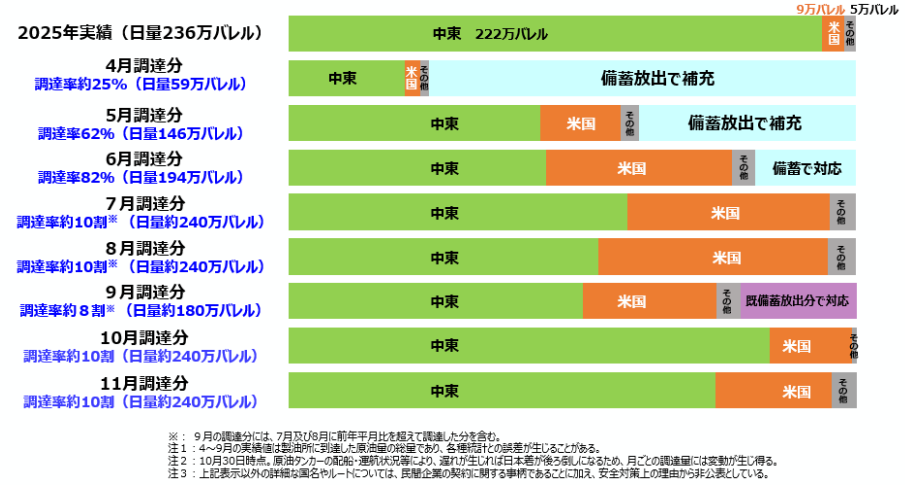
- 3月16日：15日分の民間備蓄の活用を開始（当面１か月分の国家備蓄原油の放出及び産油国共同備蓄原油の活用を決定）
- 3月26日：国家備蓄原油の放出と産油国共同備蓄原油の活用を開始
  （３月：IEA史上最大規模となる合計４億バレル超の協調放出を実現）
- 5月1日：第二弾の国家備蓄放出として、約20日分の放出を開始
  （代替調達の進展を踏まえ、５月以降の国家備蓄放出の決定は行わず）

ナフサ等の安定供給確保の取組

- 供給に偏りや流通の目詰まりの問題に対して、相談窓口設置や直販スキーム確立等を進め、これらの問題は概ね解消されつつあるところ。
- 2026年8月、POWERR GX（エネルギー需給構造強靭化総合パッケージ）を策定。今後起こり得る事態に備え、①国家備蓄制度における原油のナフサ利用分の確保、②原油･ナフサの調達先の多角化、③石油関連製品の生産設備の対応、④川中製品の供給体制の強化等を一体で進める。

原油調達の動向

- ホルムズ海峡を経由しない代替調達について、中東や米国に加え、アジア太平洋、中南米、中央アジア、アフリカ、カナダ等からも原油が届くなど、原油の調達先の多角化が進展し、11月についても前年平月比約10割の調達が実現できる見込み。



※：９月の調達分には、7月及び8月に前年平月比を超えて調達した分を含む。
注１：4～9月の実績値は製油所に到達した原油量の総量であり、各種統計との誤差が生じることがある。
注２：10月30日時点。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じ得る。
注３：上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

（参考）POWERR Asia

2026年4月15日の「AZEC＋オンライン首脳会合」で、
高市総理が立ち上げを発表した枠組み
（アジア・エネルギー・資源供給力強靭化パートナーシップ）

＜案件例＞**ベトナム：原油調達支援**
第1号案件として、ニソン製油所による第三国からの原油調達をNEXIが金融支援。製油所の稼働を確保し、日系企業や医療物資等のSC維持に

新たな対応が必要な課題

（２）重要物資の安定供給　④需要側の取組促進（ディマンドサイド対策）

- 経済安全保障推進法等に基づくサプライチェーン強靭化に向けた**これまでの取組は、主に供給側（サプライサイド）に対する生産基盤強化等への支援を中心**としてきた。
- 他方、国際情勢の更なる不安定化、長期化により、**中長期的な市場見通しが一層不透明化**する中、**既存のサプライサイドへの支援だけではサプライチェーン強靭化に資する取組の進展に限界も**見られる。

需要側（ディマンドサイド）の取組も促す制度を創設し、サプライチェーン全体で特定重要物資の安定供給に取り組むことが必要ではないか？

供給側への支援だけでは解決できない問題

部素材メーカー（サプライサイド）

- ✓ 足元のサプライチェーンの混乱により急激に引き合いが増えても、**将来も顧客が購入してくれるか確証がもてない。**
- ✓ 海外には**巨大な国家支援や重要部材の囲い込み**により、国際シェアを急速に高めている企業も存在。特に、**汎用性の高い領域では価格競争が激しい。**

将来の市場環境や受注が読めず投資を伴う取組に踏み切れない

完成品メーカー（ディマンドサイド）

- ✓ 現行の調達品から切り替えを行おうとすると、設計変更や認証の再取得等を要し、**工数・コストが負担**になるため、**調達先の変更に踏み切れない。**
- ✓ 自社だけが取組を進めたとしても、**他国の安価な調達先へ依存を続ける競合他社**がいると、**調達コストで劣後し、競争力を失う可能性**がある。

コスト削減を優先せざるを得ない個社の調達行動だけでは、サプライチェーン全体の強靭化が進みにくい

新たな対応が必要な課題

（２）重要物資の安定供給　⑤新たな形態の支援メニュー

- 我が国の製造業を支える化学品等の基盤的物資の製造や、鋳鍛造等の基幹加工工程等においては、十分な設備投資に必要な収益を上げられずに、**製造設備の老朽化と製造能力の減少が進行しているものも少なくない**。
- **技術・産業基盤の維持・強化の重要性がより一層高まっている中**、特に**国内に維持する必要性の高い生産基盤等**については、従来の補助金や税制優遇措置等の施策ツールだけでなく、**国が前面に出たより積極的な支援措置も必要**。
- 具体的に、**GOCO**については、現行の経済安全保障推進法でも国によるものは実施可能であるが、国自身が買い取って保有・委託することが困難な事例もある。

※　GOCO：　Government-Owned, Contractor-Operated。
政府が施設（工場・設備等）を取得・保有し、物資の生産や施設の管理を民間事業者に委託すること

専門的知見を有する公的主体が対応できる新たな形態の支援メニュー（例．GOCO）を措置すべきではないか？

GOCOによる安定供給確保が必要と考えられるケース



材料X

- ✓ 国内競合他社が撤退を続け、現在国内で材料Xを生産する社は１社のみ。**長距離輸送が難しく、輸入は近隣の特定国に限定**されるため、**同社の生産停止が特定国への過度な依存へ直結**。
- ✓ A社の生産設備は老朽化し、**いつ不具合が生じ生産が停止してもおかしくない**状況。
- ✓ 収益性が高くなく、資本効率の観点からも経営判断として設備更新に踏み切れないため、設備が停止すれば事業撤退せざるを得ない。

民間企業だけでは重要物資の生産設備が維持できない

（参考）海外における公的支援の例（例：重要な製造設備の維持）



（資料）Sheffield Forgemasters HP

- ✓ Sheffield Forgemasters社は英国シェフィールドの大型鋳鍛造メーカー。**超大型・高品質の特殊鋼鋳鍛造品を一貫生産する英国唯一の製造能力**を有する一方、**老朽設備の更新に巨額投資が必要となり、同社・既存株主のみでは必要な投資を賄えない状況**にあった。
- ✓ 2021年、**英国政府**（国防省）**が全株式を取得**。現在、政府資金による約13億ポンドの設備更新計画を進め、既存の老朽設備に代わる**13,000トンの大型鍛造プレスや新たな加工設備等を整備**。
- ✓ 防衛用途だけでなく、**民生原子力・再エネ等の民需向けにも供給**。政府による設備更新は、これら**民需分野の供給能力強化にも寄与**している。

（参考）官民のバランスのとれた負担のあり方

- 「製造基盤強化レポート」では、**官民の適切な負担で経済安保の取組を持続可能に**すべきと提言。
- そして、**民の対応が極めて困難な領域**について、諸外国の事例も踏まえ、各支援措置の長所・短所等を比較しつつ、**国による更なる支援のあり方について検討**を行うべきとされた。

官民の負担のあり方（イメージ）



【基本的な方向性】
従来： 平時を前提とした経済合理性
↓
今後： 地政学リスクも織り込んだ経営判断のアップデート

市場メカニズムも活用した継続的な対応

- 経済安全保障経営ガイドライン（2026年1月23日公表）
- コーポレートガバナンス・コード改訂に向けた取組
- 経済安全保障と独禁法事例集（2025年11月20日公表）

① **民民連携：** 業界団体等を通じた複数の民間企業による協調対応

② **官民連携：** 官民による協調対応

【イメージ①】
平時の需要は小さい一方、危機時に急増する需要に備え、平時から製造能力を確保すべきもの

【イメージ②】
投資回収に長期間を要し、経営判断が困難である一方、経済安保の観点から国内において製造能力を確保すべきもの

官が前面に出た積極的な支援

＜参考＞米国における安全保障関連の支援措置（国防生産法、国防授権法等）

- 出資
- GOCO（政府設備保有＋利用権付与）
- 設備投資及び運転費用に対する補助
- 低利融資・保証
- 長期購入契約（購入コミットメント含む）　等

（3）重要技術の開発から実装　①K Program i

- **K Program（経済安全保障重要技術育成プログラム）**は、我が国が国際社会において**「自律性」、「優位性」、「不可欠性」を確保**し続ける上で必要な先端重要技術の研究開発及びその成果活用を推進するもの。
- 民生利用のみならず、政府インフラ、サイバー、安全保障等の**公的利用につながるよう**、研究実施段階において**経済安全保障推進法に基づく協議会等による伴走支援**を実施。
- **5,000億円の基金（経産省：2,500億円、文科省：2,500億円）**を造成し、**51技術の研究開発を推進**。

支援スキーム

経済安全保障重要技術育成プログラム
令和3年度補正予算:2500億円
令和4年度補正予算:2500億円
経産省(NEDO):2500億円
文科省(JST):2500億円

経済安保推進法

NEDO･JSTの基金を指定

研究開発ビジョン
（支援対象技術を決定）
海洋、航空宇宙、サイバー空間、バイオ領域（領域横断も含む）の51の技術が対象

研究開発構想
研究開発目標、支援内容、スケジュール等を策定

- ✓ **NEDO及びJSTによる公募、採択**
- ✓ **経済安保推進法に基づく必置の協議会の下、研究開発を推進**

対象技術についての**複数年度の研究開発、実証事業（一部FS事業）**に係る費用を支援

（3）重要技術の開発から実装　①K Program　ii

- 研究開発ビジョンでは、K Programの対象として**51の重要技術**が決定（第1次で27技術、第2次で24技術）。

研究開発ビジョンにおける51の重要技術

海洋領域

資源利用等の海洋権益の確保、海洋国家日本の平和と安定の維持、国民の生命・身体・財産の安全の確保に向けた**総合的な海洋の安全保障の確保**

■海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大（より広範囲・機動的）
- 自律型無人探査機（AUV）の無人・省人による運搬・投入・回収技術*
- AUV機体性能向上技術（小型化・軽量化）*
- 量子技術等の最先端技術を用いた海中（非GPS環境）における高精度航法技術*

■海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大（通信網の確保）
- 海中作業の飛躍的な無人化・効率化を可能とする海中無線通信技術**

■海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大（常時継続的）
- 先進センシング技術を用いた海面から海底に至る空間の観測技術*
- 観測データから有用な情報を抽出・解析し統合処理する技術*
- 量子技術等の最先端技術を用いた海中における革新的センシング技術*

■一般船舶の未活用情報の活用
- 現行の自動船舶識別システム（AIS）を高度化した次世代データ共有システム技術*

■安定的な海上輸送の確保
- デジタル技術を用いた高性能次世代船舶開発技術**
- 船舶の安定運航等に資する高解像度・高精度な環境変動予測技術**

宇宙・航空領域

宇宙利用の優位を確保する**自立した宇宙利用大国**の実現、**安全で利便性の高い**航空輸送・航空機利用の発展

■衛星通信・センシング能力の抜本的な強化
- 低軌道衛星間光通信技術*
- 自動・自律運用可能な衛星コンステレーション・ネットワークシステム技術*
- 高性能小型衛星技術*
- 小型かつ高感度の多波長赤外線センサー技術*
- 高高度無人機を活用した高解像度かつ継続性のあるリモートセンシング技術**
- 超高分解能常時観測を実現する光学アンテナ技術**

■民生・公的利用における無人航空機の利活用拡大
- 長距離等の飛行を可能とする小型無人機技術*
- 小型無人機を含む運航安全管理技術*
- 小型無人機との信頼性の高い情報通信技術*
- 長距離物資輸送用無人航空機技術**

■優位性につながり得る無人航空機技術の開拓
- 小型無人機の自律制御・分散制御技術*
- 空域の安全性を高める小型無人機等の検知技術*
- 小型無人機の飛行経路の風況観測技術*

■航空分野での先端的な優位技術の維持・確保
- デジタル技術を用いた航空機開発製造プロセス高度化技術*
- 航空機エンジン向け先進材料技術（複合材製造技術）*
- 超音速要素技術（低騒音機体設計技術）*
- 極超音速要素技術（幅広い作動域を有するエンジン設計技術）*

■機能保証のための能力強化
- 衛星の寿命延長に資する燃料補給技術**

サイバー空間

領域をまたがるサイバー空間と現実空間の融合システムによる**安全・安心を確保する基盤の構築**

- AIセキュリティに係る知識・技術体系*
- 不正機能検証技術（ファームウェア・ソフトウェア／ハードウェア）*
- ハイブリッドクラウド利用基盤技術*
- ○ 先進的サイバー防御機能・分析能力の強化
  - サイバー空間の状況把握・防御技術**
  - セキュアなデータ流通を支える暗号関連技術**
- 偽情報分析に係る技術**
- ノウハウの効果的な伝承につながる人作業伝達等の研究デジタル基盤技術**

バイオ領域

感染症やテロ等、有事の際の**危機管理基盤の構築**

■有事対応及び有事回避のためのリスク因子の同定等
- 生体分子シークエンサー等の先端研究分析機器・技術*
- 多様な物質の検知・識別を可能とする迅速・高精度なマルチガスセンシングシステム技術**
- 有事に備えた止血製剤製造技術**

■有事に備えるための先進的ライフサイエンス
- 脳波等を活用した高精度ブレインテックに関する先端技術**

■有事に向けた食料安全保障の強化
- 合成生物学、データ科学等の先端技術を利用した肥料成分の有効活用・省肥料化・肥料生産等に関する技術***

領域横断

- ハイパワーを要するモビリティ等に搭載可能な次世代蓄電池技術*
- 宇宙線ミュオンを用いた革新的測位・構造物イメージング等応用技術*
- ○ 多様なニーズに対応した複雑形状・高機能製品の先端製造技術
  - 高度な金属積層造形システム技術**
  - 高効率・高品質なレーザー加工技術**
- ○ 省レアメタル高機能金属材料
  - 耐熱超合金の高性能化・省レアメタル化技術**
  - 重希土フリー磁石の高耐熱・高磁力化技術**
- 輸送機等の革新的な構造を実現する複合材料等の接着技術**
- ○ 次世代半導体材料・製造技術
  - 次世代半導体微細加工プロセス技術**
  - 高出力・高効率なパワーデバイス/高周波デバイス向け材料技術**
- 孤立・極限環境に適用可能な次世代蓄電池技術**
- 多様な機器・システムへの応用を可能とする超伝導基盤技術**

新たな対応が必要な課題

（３）重要技術の開発から実装　②次期K Program

- 現行K Programでは、経済安全保障上重要な先端技術の研究開発及びその成果活用を推進してきた。
- 技術力の差が国力の死命を制する状況の中で、**国家安全保障全体をより強く支える技術基盤を構築していくために**も、**全体像を俯瞰した自律性、優位性、不可欠性を踏まえた技術選定**、**急速な技術変化への機動的な対応**、**地域に存在する重要技術の取込み**など、更に強化すべき点も明らかになってきている。

国民生活や経済活動の維持にとって重要な経済安全保障上の重要技術の研究開発を一層強化すべきではないか？
周辺環境の変化にスピーディかつアジャイルに対応するため、制度設計を見直すべきではないか？

次期K Programの方向性（イメージ）

現行Kプロ

プロジェクト型
重要技術の獲得を目指す比較的大規模な研究開発プロジェクト

個別研究型
研究開発プロジェクトの高度化を図り得る、あるいは、単独で重要技術となり得る要素技術等の研究開発

経済安全保障上重要な技術選定の基本的な考え方

自律性の確保	優位性の獲得・維持	不可欠性の確保
海外への過度な依存を避け、我が国として確保・維持する必要がある技術か	我が国が強みを有し、国際的な競争力を獲得・維持できる技術か	技術・製品の供給を通じて、国際社会における我が国の不可欠性を高められる技術か

Kプロ 2.0

① 国家大規模PJ
国家戦略上重要な技術への大規模投資・実証支援と、特性に応じた進捗管理・評価

②実装加速型PJ
技術成熟度や実装可能性に応じた段階的な支援拡充

③探索育成型PJ
複数プロジェクトの並行支援とポートフォリオ運営

- 目標・計画の変更や中止を機動的に判断
- プログラム・ディレクター(PD)・ プログラム・オフィサー(PO)の裁量を確保

（３）重要技術の開発から実装　③テックスタックを意識した取組

- **日本がAI時代の「コンピュータ」（クラウド・エッジ）をシステムとして構築できる能力**の確保が安全保障上の課題。
- AIの価値や市場支配力は、個々の技術でなく、それらを統合した**エコシステム全体（「テックスタック」）**で決定。我が国が優位性を持つ部品や技術を活かし、**コンピューティングシステムとして発展させる産業基盤の形成が必要**。
- その際、日本単独でのテックスタック構築は困難で、**同盟国・同志国との戦略的連携**を図ることが重要。また、供給側のみならず、需要側の取組も重要で、**データセンター等における日本の技術・製品の割合を高める**ことも重要。

ソフトウェアからインフラまでの各レイヤーで強みを伸ばすボトムアップ型のみならず、中核企業がAI関連要素技術を有する企業を巻き込み、システム全体の統合を行うトップダウン型の取組を推進すべきではないか？

AI開発で先行する米国と連携し、インド太平洋地域や欧州等における信頼できるAIエコシステムの確立に貢献すべきではないか？

我が国のAIテックスタックにおける個別の製品や技術の不可欠性の確保（イメージ）

各レイヤーで強みを伸ばす（不可欠性）

ソフトウエアサービス
モデル
アプリケーション

- **我が国が強みを有する個別産業群**を中心に、**領域特化モデルやアプリケーション等の開発及び利活用・実装**を支援し、不可欠性を確保。
- **フィジカルAIの基盤となる「マルチモーダル基盤モデル」を開発支援。**

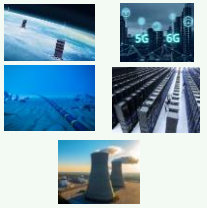
ハードウエア
コンピューティング

- **次世代半導体等や量子分野**において、**半導体設計やスパコン、サーバー構築**に係る我が国の開発能力を高めるとともに、ロジック・メモリ等のDC・サーバーに必要な各種半導体の製造技術の高度化を進めるとともに、装置・部素材分野における次世代技術の開発や、光電融合も含めた先端パッケージ技術等の**ブレイクスルー**を実現することで、**不可欠性**を確保する。



インフラ
電力、通信

- 我が国が強みを有する以下の分野において、不可欠性を維持・確保・向上する。
  - ①　**電力インフラにおける発電機、電力送配電網及び系統制御**
  - ②　**海底ケーブルや５G・Beyond ５G 、オール光ネットワーク**等の通信分野
    ※総務省と連携
  - ③　**宇宙インフラ（通信衛星、測位衛星等）**※総務省と連携



●供給サイド
中核企業がAI関連重要技術の保有企業を巻き込み、**全体統合**

●需要サイド
政府調達等で信頼ある企業の技術・製品を用いたシステムを導入し、**データセンター等の初期需要を創出**

（自律性）

※ハードウェアやインフラにおいては重要鉱物の供給確保が不可欠。

（参考）AIテックスタックをめぐる国際情勢

- 経済と軍事の両面における優位性確保の観点から、AIの開発・実装双方における各国の競争が加速。**AIテックスタックを構築できる力がある国は米国と中国のみ**。

AIスタック各層における主要国の順位（G7・中国・インド）

1位 2位 3位 4位 5位

国	物理的投入（鉱物・電力）	計算ハードウェア	デジタルインフラ	ネットワーク・接続性	ソフトウェア・技術標準	データ資産	モデル・能力	アプリケーション・実装	人材・制度的能力	ガバナンス・政策・規制	上位5位入り層数
日本		5	5	3	5						4
米国		2	1	1	1	1	1	2	3	1	9
英国			3			4	3	3		4	5
フランス							4				1
ドイツ			4		3						2
イタリア											0
カナダ						5	4				2
中国	1	3	2	2	2	3	2	1	1	2	10
インド					3	2		5	2		4

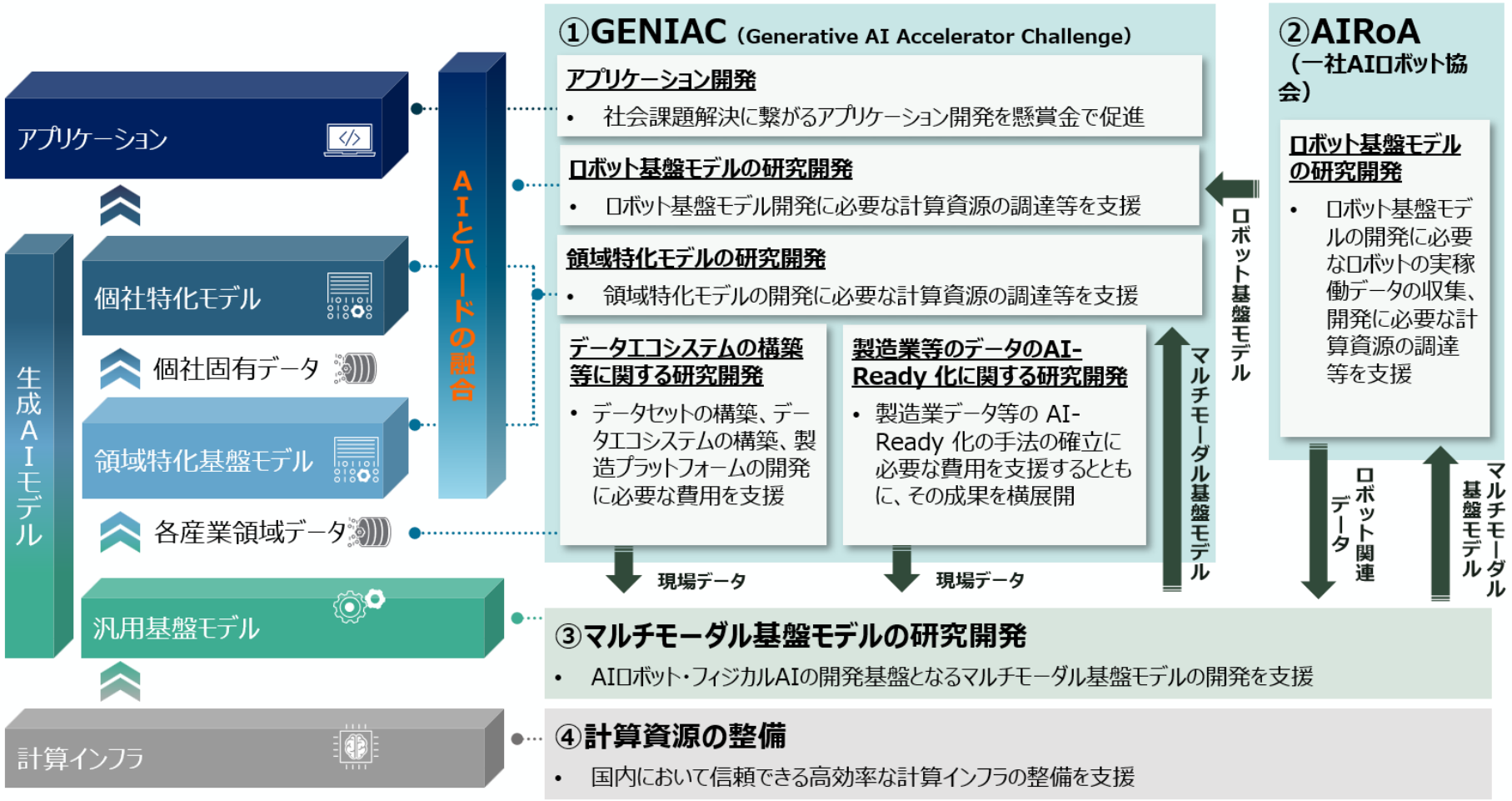
※ Brookings Institutionによる10層別の評価から、G7・中国・インドを抽出（数字＝順位、空欄＝上位5か国圏外）

（資料）Brookings Institution「Is AI Sovereignty Possible? Balancing Autonomy and Interdependence」（2026年2月）

（参考）AIに関するこれまでの取組

- AI開発・データ整備に向けて、社会課題解決に繋がるアプリケーション開発の促進や、ロボット基盤モデル及び領域特化モデルの開発支援、データエコシステムの構築、現場データのAI-Ready化等を支援。
- また、フィジカルAIに向けたマルチモーダル基盤モデルの開発や、国内における計算インフラの整備を促進。

AIの社会実装に向けた主な取組



（参考）量子コンピューターに関するこれまでの取組

- 量子コンピュータについて、①供給基盤強化、②需要創出、③拠点運営を中心に取組を進めてきているところ。
- 日本は自国で量子コンピュータを製造できる技術力をもつ数少ない国の一つ。ケーブルや制御装置等の不可欠な部素材の製造能力に強みを持ち、国産量子コンピュータの開発を行うとともに、サプライチェーンのチョークポイントを確保する。
- さらに、量子コンピュータを活用した、具体的な課題解決につながるユースケースの早期実用化を目指す。あわせて、産総研（G-QuAT）等の拠点整備を通じて、国内外の企業、大学、国研等との連携を進める。

量子コンピューター関係の主な取組

供給基盤強化

○国産量子コンピュータをはじめとした国内サプライチェーンの確立

- **国産量子コンピュータシステム実現**に向けた国内プレイヤーに対する研究開発支援および技術評価を実施。
- 従来コンピュータとの**ハイブリッド計算基盤を確立。**
- ケーブルやコネクタ、冷凍機などの部素材の研究開発を加速し、**サプライチェーンのチョークポイントを確保。**
- 量子コンピュータの形式に依らない汎用的なミドルウェアの研究開発を進め、国際標準の整備と併せて、**スケールできる市場を構築。**

○国産量子コンピュータの海外展開

- 国産量子コンピュータの**海外需要の獲得**を戦略的に行う。
- ASEAN・グローバルサウスを中心に、**政府レベルで海外展開を支援**。

需要創出

○ユースケース創出によるビジネス予見性向上

- 素材や電力、物流、気象、創薬、防災等の分野における**量子コンピュータの具体的なユースケースを創出**するとともに、それらを実現する**サービスを提供することで需要を創出**。

○ソフトウェア開発戦略

- ユーザー側アプリケーション層（競争領域）：**多くの分野で実用可能なソフトウェアの整備を目指す**。
- ハード側プラットフォーム層（協調領域）：日本企業による**デファクト化を通じた市場獲得**、**標準化戦略**、**官民の役割分担**、**国際戦略等の検討。**

○国際標準化戦略

- 国際標準としてオープンにすべき部分と、競争力の源泉として戦略的に保持すべき部分を切り分けた**知財化・標準化を推進**。
- 量子分野の日本の技術力が適切に評価されるよう、IEC/ISO JTC3等の国際的な枠組みも活用し、**戦略的な国際標準化**を実施。

拠点運営

○産総研G-QuAT等の拠点整備

- 上記の研究開発を効果的に推進するため、大学や産総研G-QuAT等の国研の拠点における計算資源や設備を整備し、**民間企業等の開発コスト低減および企業間や産学間の連携を促進**。
- 産総研G-QuATを、産業化に向けた量子コンピュータの量子チップ等の製造や評価、実装、標準化等の一連のプロセスにおける**国家戦略上の重要生産基盤として位置付け**、国際的競争力を持つ環境を整備。
- **G-QuAT等の量子拠点を活用**した実地教育を中核とした大学等との連携による**産業界においても活躍できる人材育成事業**を実施。

（参考）エネルギー需給構造の強靭化総合パッケージ（パワーGX）

- エネルギーをめぐる国際的な構造・力学が根本的に変化し、同時にAI利活用が飛躍的に進展する中、国家の生命線であるエネルギーの安定供給は、国民生活の維持と成長戦略の実現に向けた喫緊の課題であることを踏まえ、2026年8月、GX実行会議において「**エネルギー需給構造の強靭化総合パッケージ（パワーGX）**※」を取りまとめ。

※ POWERR GX; Policy Package for Wide Energy and Resources Resilience through GX

エネルギー需給構造の強靭化総合パッケージ（パワーGX）の概要

化石燃料の調達先多角化・リスク低減

1．原油等の特定経路への依存度の低減

- 原油等の安定的な輸送の確保の実施に関する指針（多角化指針）の策定含め、調達先・輸送経路の多角化の推進による**資源・燃料のサプライチェーンの強靭化を図る**

（1）原油等の調達多角化

- **原油等の輸入にかかる安定的な輸送確保のため、輸送コストの差に着目した支援を通じ、緊急時・平時のリスクとコストを平準化**
- 原油等について、安定供給に必要な保険キャパシティを含む**安定的な海上輸送を確保**
- 非ホルムズ経路増強に資する**代替パイプラインの建設支援**

（2）原油やナフサをはじめとする石油製品の供給対応強化

- **ナフサ利用分を前提にした国家備蓄**（原油の形で長期備蓄可能）
- **調達先多角化のための輸送費用平準化**
- **ナフサ以外の原料にも対応したナフサ分解炉等の設備投資支援**や、化学製品のリサイクル推進
- 安定供給に懸念が生じる可能性がある**川中製品の供給体制の強化**

投資拡大を通じたエネルギー転換・供給力増強・効率向上

- **GX政策のロードマップ（分野別投資戦略）を見直し**、以下を加速・強化

2．化石燃料依存度の低減（エネルギー自給率の向上）

（1）安全性を大前提とした原子力の最大限活用

- **今後の建替え見通し(2040年代2~5基、2050年代11~14基)**を踏まえつつ、**次世代革新炉の社会実装**に向けた研究開発・投資判断を促す措置具体化、**最終処分**などバックエンドの取組加速、**規制体制の充実強化**

（2）再エネの地域共生・国内産業基盤構築

- **地域共生を大前提とした再エネの導入促進**
- **国内産業基盤構築(ペロブスカイト、次世代型地熱、洋上風力)**

（3）化石代替燃料の供給拡大

- **水素・アンモニア**のサプライチェーン構築(インフラの活用等)
- **化石代替燃料(ﾊﾞｲｵ燃料、SAF、合成燃料・合成ﾒﾀﾝ等)**の普及支援

3．AI時代のエネルギー需給の安定化

（1）電化・燃料転換、エネルギー効率向上の抜本強化

- **電力需要増に対応するﾃﾞｰﾀｾﾝﾀｰの革新(省エネ半導体、高効率AIｻｰﾊﾞｰ等)**
- **ものづくり現場のエネルギー需要の革新(電化、効率化投資等)**
- **くらし・モビリティにおける取組**

（2）電力需要の増加を支える電力供給力の確保

- **天然ガス火力**等の供給力向上と最大限活用、**CCS**(二酸化炭素回収貯留)事業環境整備、**AI利活用による飛躍的な電力需要増加に対応するための、タービン供給能力倍増、送電網・大規模電源の整備　等**

4．POWERR Asiaを通じたエネルギー強靭化

- **輸入国におけるエネルギー需給の強靭化**（我が国GX製品の国際展開、日本主導の新たな国際共同研究等）
- **産油国側の供給・経済構造の転換**（共同備蓄、代替ルート構築等）

（４）防衛産業基盤の強化

- 防衛産業基盤の強化を含む防衛力の強化は、我が国の国家安全保障を確保する上で必要。
- また、**防衛力強化に向けた技術開発や生産基盤への投資は、新たな製品・サービスの創出や国内投資・雇用の拡大等を通じ、我が国の経済力の強化にもつながり得る**。
- こうした「**防衛と経済の好循環**」の実現に向け、**防衛産業基盤の強化に向けた取組を推進**。

防衛と経済の好循環のイメージ

強い生産・技術基盤（持続的な対応能力）

ウクライナ戦争では、生産・供給能力が有事の持続的な対応能力を左右することが明らかに。「生産力こそ抑止力」の言葉に象徴されるように、産業の強靭性・技術力・供給力そのものが防衛力を規定する時代へ。

新しい技術・産業の取り込み（新しい戦い方）

ドローン、衛星通信、ソフトウェア等の民生技術を活用した「新しい戦い方」への対応が重要。電子部品、化学品、素材、繊維、鉱物、金属、工作機械、鋳造・鍛造等の幅広いデュアルユース技術・生産基盤が防衛力を決定。

事業再編
取引適正化
地域クラスター
サプライチェーン強靭化
イノベーション
国際競争力
技術セキュリティ…

産業政策 ⇄ **防衛産業政策** ⇄ **防衛政策**

装備品調達
装備品等の生産基盤強化
装備品等の研究開発
装備移転…

防衛需要による市場創出効果

国が長期かつ安定的な需要家として初期市場を形成し民間投資を誘導することで、大きなデュアルユース市場を創出可能。防衛支出は世界的な拡大トレンドであり、グローバルな成長市場。

世界の防衛支出は過去10年で41%増加。2025年に2.9兆ドル規模。

増大する防衛支出の国内経済への還元

安全保障上の自律性確保のために国内生産基盤を維持・強化への政策資源の投入が正当化されやすく、国内投資・国内雇用創出効果が高い。

EU SAFE規則：2025年創設の防衛産業強化のための1,500億ユーロの融資制度。65%以上の欧州域内コンテンツが条件。

防衛研究開発とのスピンオン/オフ（長期・大型・高リスクの研究開発）

防衛支出は、民間だけでは実現しにくい長期・大型・高リスクの研究開発を支えることが可能。イノベーション、人材、技術基盤の形成を通じて産業競争力の強化に資する。

1．Promotion（産業支援策）

2．Protection（産業防御策）

3．Partnership
　i 官民連携
　ii 国際連携

4．Intelligence

5．まとめ

（１）外為法

● 経済産業省では、**①機微技術の輸出管理等を通じた安全保障への貢献**と、**②国連決議・条約等に沿った輸出入の管理（経済制裁、希少動植物保護）**のため、**外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく規制（貿易管理）を実施**。

外為法に基づく貿易管理の枠組み

１．安全保障への貢献

- **国際的枠組に基づく輸出管理**
  （通常兵器・核・生物化学兵器・ミサイル関連）


炭素繊維

- **防衛装備の移転管理**
  （防衛装備移転三原則の運用）


ミサイルのシーカー（探知装置）用ジャイロ

- **対内直接投資規制**
  （国の安全、公の秩序の維持等のための規制）

２．国際約束の履行等

- **経済制裁**
  （ロシア、北朝鮮、イラン、テロリスト等）
- **環境の保全**
  （ゾウ等の希少動植物）



- **生命・安全の保護**
  （PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の有害化学物質）
- **資源管理・需給調整**
  （いか・のり等の水産物）



貿易管理に当たっては税関・警察とも緊密に連携。違反に対しては行政処分等を実施

（参考）大学・研究機関の研究セキュリティ・研究インテグリティ確保

- 留学生等の受け入れ、海外の大学等との共同研究などの際に機微技術の流出リスクがあるが、**輸出管理体制の構築は国立大学で達成し、公立・私立大学では８割に到達**。ただし、**運用が適切に実施されていない事例が散見**されることから、面で大学・研究機関での安全保障貿易管理は道半ばであり、**個々の大学・研究機関の知見向上が必要**。
- **政府の取組方針（統合イノベーション戦略 2026（2026年7月14日 閣議決定））**においても、**研究セキュリティ強化等**に向けた対応の必要性が示されており、経済産業省では他省庁とも協力し、**注意すべき事項の周知及び個別アプローチによる取組**を実施。

大学・研究機関の研究セキュリティ・研究インテグリティ確保に向けた取組

全体アプローチ

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」の普及

- 令和７年９月、補完的輸出規制見直し等への大学の適切な対応を後押しするため、第五版へ改訂。
- 文科省と共催で毎年説明会を実施 （令和７年度はオンラインで１回、対面（東京・大阪）で２回開催）。

E-Learning・事例集等のコンテンツの作成・公表

- 経済産業省の安全保障貿易管理HPに各種の事例集や実務参考用資料、 e-ラーニング教材を掲載 。

ネットワークの形成と活動支援

- 大学の輸出管理担当者による地域ネットワーク（NW)の設立を促進。これまでに９件の新設を支援（計１４件）。
- 講演対応、ワークショップの実施、NW全国会議の開催等により各NWの活動を支援。
- 平成３０年１１月には国立研究開発法人の輸出管理担当者によるNWも設立（過去に勉強会を９回開催）。

個別アプローチ

専門家派遣事業

- 令和７年度は１２３の大学・研究機関に対し、延べ３６１件の派遣相談・個別相談を実施。

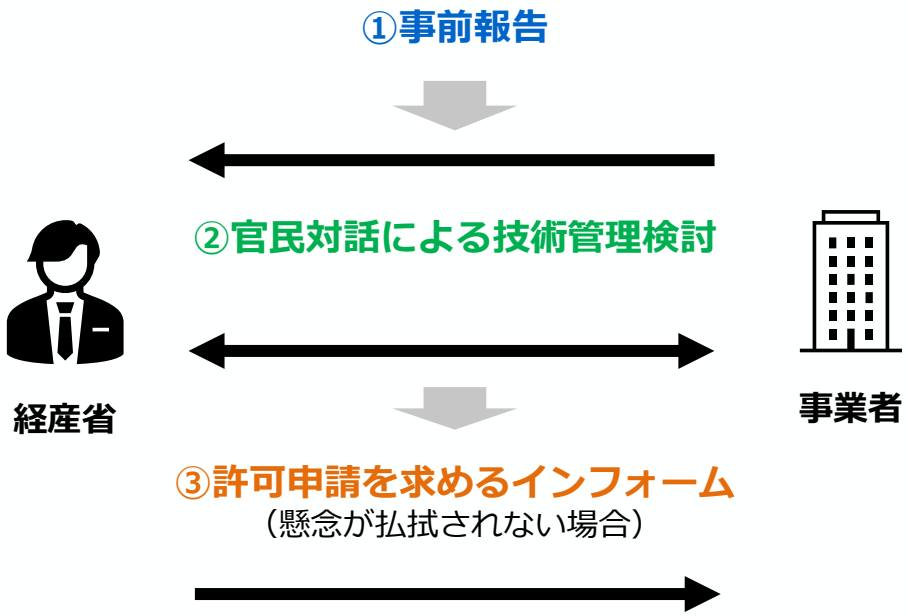
個別訪問

- 平成２８年度以降、経産省職員が３００回以上大学等を個別訪問し、最新動向の提供や啓発を実施。
- 懸念に対応できていない大学に対しては、外為法の観点から指導

（２）技術管理　①技術管理対話スキーム

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の**時間的経過とともに**主体や用途が変化し、**当初想定できないような軍事転用**に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく**事前報告制度を設け**、これを端緒として**官民が確実に対話**するスキームを創設（2024年12月施行）。
- **技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的**。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求める**インフォームを発出する場合もある**が、**原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決**を目指す。

技術管理対話スキームの概要



①事前報告
- 外為法55条の8に基づき、技術移転の契約前の報告を義務づける。
- あくまでも官民対話の端緒としての報告であるため、必要最小限の報告事項とする（１枚の様式）。

②官民対話
- 現状・課題を認識共有した上で、支援策の検討、懸念情報提供、具体的対策の助言等を通じ、官民で技術管理の方策を検討。

③インフォーム
- 原則として②までの解決を目指す。どうしても技術流出の懸念が払拭されない場合には、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もある。
- 官民対話の中で、許可条件を付することが有効との結論となった場合に、インフォームを活用することもありうる。

（２）技術管理　①技術管理対話スキーム（続）

- 技術の種類については、**他国が獲得に関心**を持ち、我が国が**不可欠性や優位性を持つ技術**を対象とする。このような技術は、将来的な軍事転用への懸念があり、我が国企業が技術獲得先としてターゲットになるおそれがある。
- 事前報告対象として、2026年度においては、**５技術を追加しており（2026年8月施行）、また新たに６技術を追加予定**。

技術管理対話スキームの事前報告の対象技術

		2026年8月追加（5技術）
①積層セラミックコンデンサ（MLCC）	⑪磁気センサー	㉑GaN基板
②SAW及びBAWフィルタ	⑫スポンジチタン	㉒永久磁石
③電解銅箔	⑬正負極バインダ	㉓ペロブスカイト太陽電池
④誘電体フィルム	⑭固体電解質	㉔シンチレータ
⑤チタン酸バリウム	⑮セパレータ製造装置	㉕５軸工作機械向けサーボ機構
⑥炭素繊維	⑯量子ドット	㉖ハイブリッドスーパーキャパシタ
⑦炭化ケイ素繊維	⑰TADF材料 （有機EL次世代発光材料）	㉗リン酸マンガン鉄リチウム正極材
⑧フォトレジスト	⑱位相差フィルム	㉘チャック
⑨非鉄金属ターゲット材	⑲軟性内視鏡	㉙深紫外線領域レーザー用光源
⑩走査型／透過型電子顕微鏡 （SEM／TEM）	⑳ソルダーレジスト	㉚光学レンズ及びガラス
		新規追加予定（6技術）

（２）技術管理　②技術流出対策ガイダンス

● 2025年5月、経済産業省は、技術流出経路の多様化や手法の巧妙化が進む状況を踏まえ、企業における自主的な取組を強化するため、**企業の技術流出リスクに対する有効な対策を提示する「技術流出対策ガイダンス第１版」**を策定。**2026年4月には第2版**を公表。

技術流出対策ガイダンス（概要）

第２章にて解説

生産拠点の海外進出に伴う技術流出



合弁会社や現地企業への製造委託等に伴い移転した技術が流出するケース

対策:
- 進出先の国の法制度の確認
- 提供する技術の内容等の明確化
- 技術情報のブラックボックス化 等

第３章にて解説

人を通じた技術流出



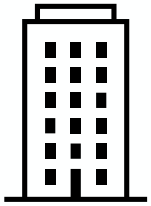
役職員等が外国政府関係者に情報を漏えいしたり、競合他社が技術者を引き抜くようなケース

対策:
- 情報管理に関する定期的・階層的な研修の実施
- 技術保有者の特定とアクセスコントロールの徹底
- 工程の細分化・全体工程を知る社員の限定 等

＜様々な技術流出経路＞

技術提供

日本企業



技術提供　　技術提供

第4章にて解説

共同研究に伴う技術流出



共同研究パートナーである企業・大学等に提供した技術が流出するケース

対策:
- 技術の重要性を踏まえたテーマ選定
- 相手国/組織/個人の観点でのDD
- 研究参加メンバーの明確化 等

第5章にて解説

すり合わせに伴う技術流出



原料調達元、顧客、製造装置メーカー等に対して仕様調整に伴い提供した技術が流出するケース

対策:
- 信頼できる取引先かどうかの確認
- 取引開始前の情報提供の範囲の限定
- 仕入先に対する情報提供範囲の限定 等

（参考）技術流出対策ガイダンスの例： 人を通じた技術流出対策（第3章）

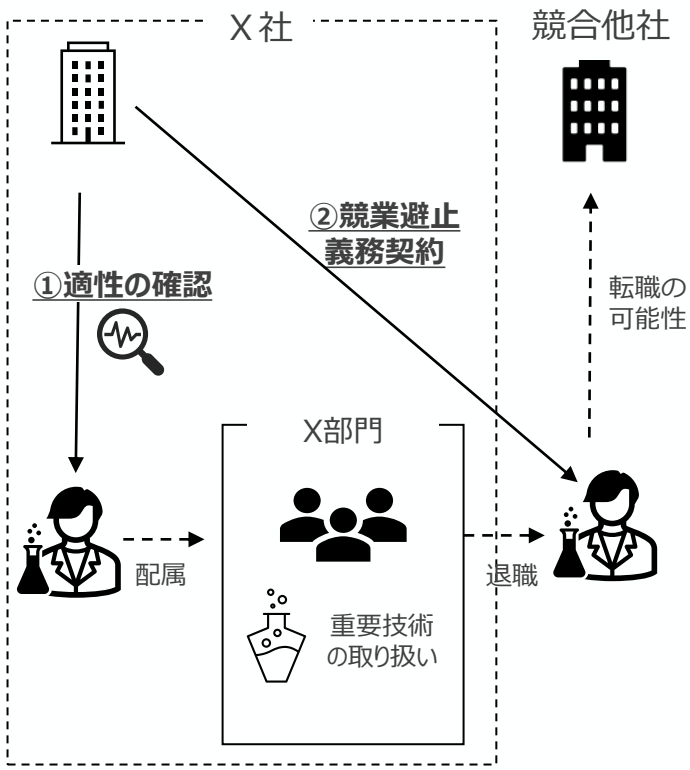
- 役職員による技術情報の持ち出しや技術者の転職によって技術優位性を失ってしまうケースを念頭に、**人を通じた技術流出を未然に防止するための対策事項を記載**。
- 第2版改訂に当たり、**①重要技術を扱う部署への配属に際しての適性の確認**、**②競業避止義務契約の活用を追加**。

人を通じた技術流出対策

① 重要技術を扱う部署への配属に際しての適性の確認

- 安全保障上の重要技術や、経済安全保障に関わる重要技術に関しては、秘密管理の高度な必要性が認められることから、当該技術を扱う部署等への配属に際しては、配属候補者の個別事情（たとえば以下の項目）を総合的に考慮し、業務上知った技術情報を漏えいするおそれを評価することの重要性について言及。
  - 社内における情報管理状況
  - 外国政府の情報収集活動に協力する法的義務の有無
  - 外国政府等との関係
  - 情報取扱に関する前科の有無
  - 情報取扱に関する非違歴の有無
- 実施に当たっては、対象者の同意を丁寧に得ること、重要経済安保情報保護活用法に基づく「適性評価」とは異なること、労働基準法や個人情報保護法に違反しないよう留意すること等を記載。

※個人情報の収集については、労働基準法に基づく規制はなく、本人同意等の個人情報保護法の遵守が必要。
※労働基準法上、情報収集活動協力義務を考慮すること自体は直ちに否定されていない。



② 競業避止義務契約の活用

- 退職後の技術流出防止のため、労働法制等との関係での適切性を確保しながら、誓約書等において、退職後に競合他社（特に他国企業）で業務を行うことを制限することの重要性について言及。

新たな対応が必要な課題

（２）技術管理　③技術管理のより一層の強化

- 近年、我が国の優位性・不可欠性のある技術を狙う動きは、非合法・方法を問わず、様々な手段を組み合わせるなど、ますます多様化・巧妙化してきている。
- 技術流出によって、個々の企業の事業活動に大きなダメージを与えるだけでなく、重要製造基盤・技術基盤の弱体化につながる。このため、制度的対応に加え、「技術流出対策ガイダンス」等による自主的な取組の後押しを推進。

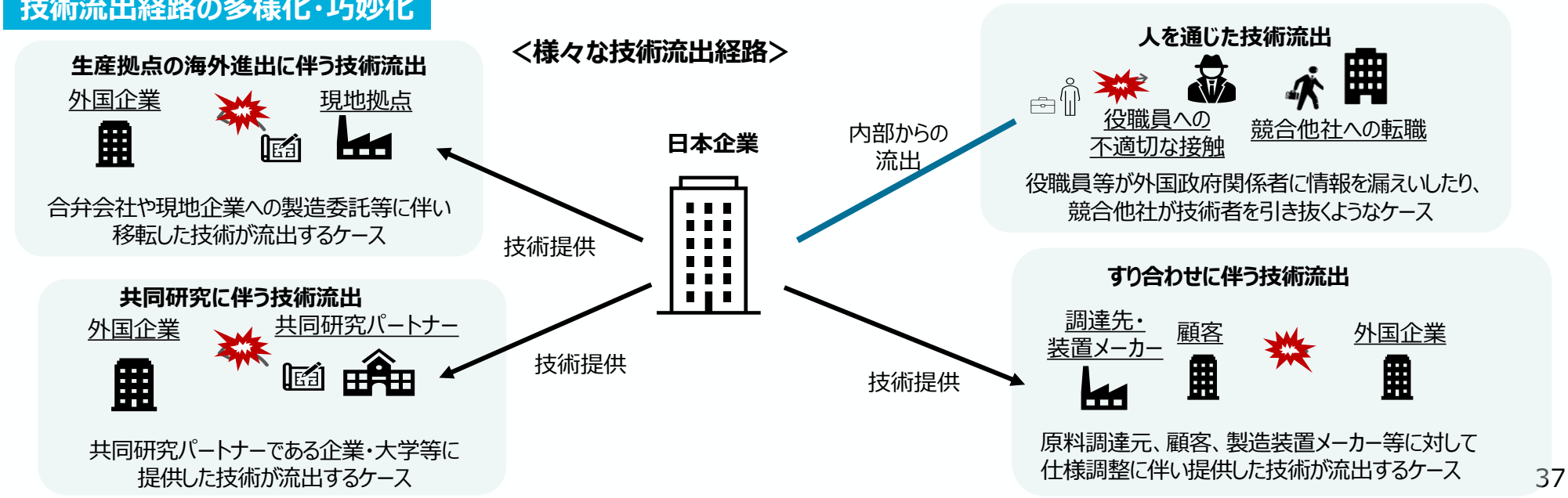
我が国の重要技術が懸念国等に流出することについて、企業の自主的な取組に限界はあるか。

技術流出が及ぼす影響と技術流出経路の多様化・巧妙化

技術流出が及ぼす影響

①信用の失墜　②競争力の喪失・経済的損失　③法的リスクの増加　＋　サプライチェーン全体への影響

技術流出経路の多様化・巧妙化

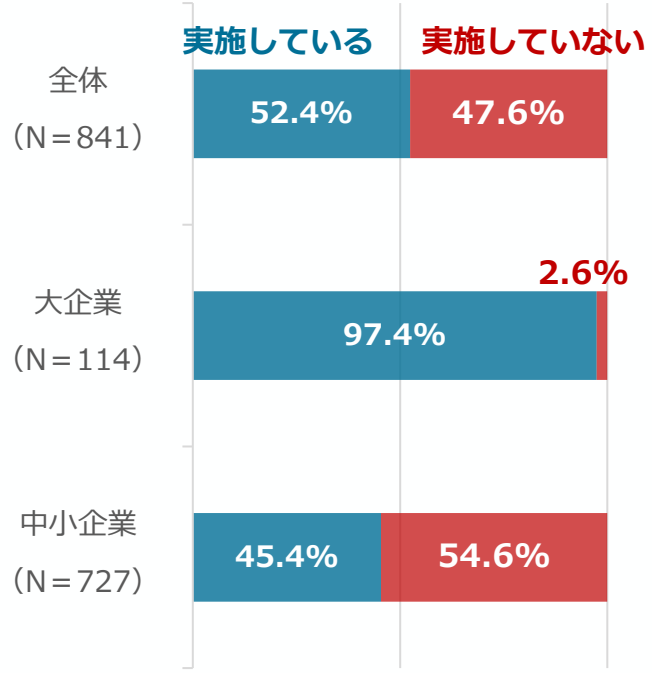


（参考）技術管理に関するアンケート調査

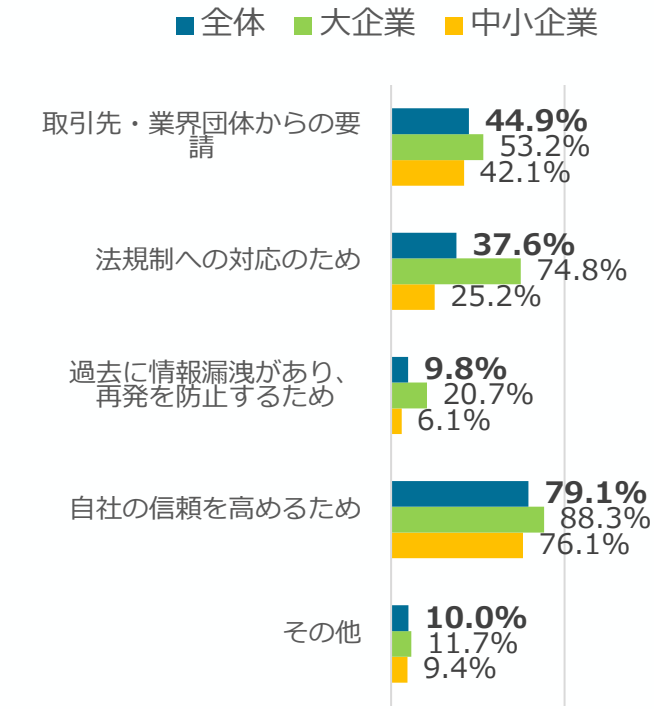
- 2026年7月、経済産業省は、今後のアウトリーチ効果を高めるため、**製造業等を対象に技術管理に関するアンケート調査**を実施（回答数：875社　内、製造業等対象企業841社）。
- アンケート結果では、大企業を中心に一定の技術流出対策が進んでいることが確認できたが、中小企業では取組が遅れており、**「重要な技術はない」「何がコア技術に当たるのか分からない」との回答も多く**、**技術の価値が社内で十分に認識されていない可能性**もあることが明らかになった。

技術管理に関するアンケート調査の結果（概要）

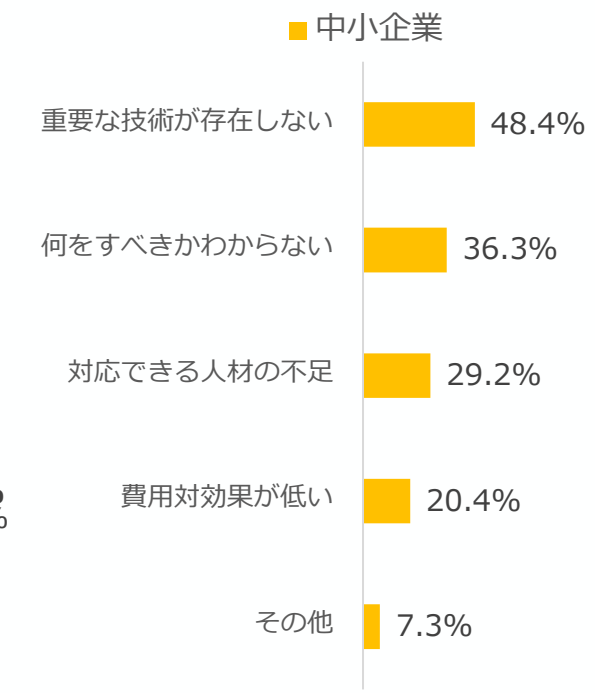
①技術流出対策に関する取組の実施状況



②取組を行っている理由



③取組を行っていない理由



※ 図表②③については、複数回答可

（資料）経済産業省「技術管理に関するアンケート調査結果について」（2026年10月）

（３）対内直接投資審査制度の高度化： 外為法改正（2026年6月）

改正の趣旨

○ 我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資の一層の促進を図っていくことは重要な政策課題。
○ 他方、国際情勢の複雑化や社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応することが必要。

措置の概要

（１）間接的な投資の捕捉

外国投資家が本邦企業に対して一定の投資をしている海外法人等の議決権を50%以上取得する行為等について、対内直接投資等として規制対象に加えることとする。

（２）リスク軽減措置の届出義務および変更時の届出制度

国の安全等を損なうリスクをなくするための措置（「リスク 軽減措置」）について、届出すべき事項として明確化する。 また、届け出たリスク軽減措置の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ当該変更を届け出なければならないこととする。

（３）外国投資家以外の者へのみなし適用規定

外国投資家以外の者が、契約等に基づき、**非居住者等のために当該非居住者等の名義によらないで行う対内直接投資等**又は特定取得に相当するものについて、当該外国投資家以外の者を**外国投資家とみなして**、外国投資家に係る規定を適用することとする。

（４）事前届出の対象でない対内直接投資等に対する報告徴収および是正措置の規定

事前届出の対象でない対内直接投資等及び特定取得のうち、**将来において国際情勢の変化その他の事由により国の安全を損なうおそれが大きい**対内直接投資等又は特定取得に該当するおそれが大きいものについて、特に必要があるときは**報告を求めることができる**こととし、これらに該当すると認められるときは、株式等の処分等の勧告・命令ができることとする。

（５）対日外国投資委員会について

財務大臣及び事業所管大臣は、対内直接投資等又は特定取得の審査等において必要があると認めるときは、**関係行政機関の長に意見を求めなければならない**こととする。

（４）関税迂回制度の創設：　関税定率法改正（2026年3月）

改正の趣旨／措置の概要

- WTOルールに基づき、**輸出国内の国内販売価格より低価格による貨物の輸出（ダンピング）が輸入国の産業に損害を与えた場合は、AD関税を賦課する制度**を運用（関税定率法）。一方、AD関税は指定された対象国の対象産品の輸入のみに適用されることから、いわゆる**迂回行為（※）については課税対象範囲から外れるのが問題**になっていた。
- 今般導入された**迂回防止制度**では、**①第三国迂回、②軽微変更迂回、③輸入国迂回の３類型の迂回行為**について、迂回の事実及び損害等の事実があると認められる場合、**原措置のAD関税と同等の割増関税**を課すこととする。

（※）AD関税の課税を免れるため、実質的には同等の商業活動だが課税範囲から形式的に外れるようにする行為。

関税迂回制度の概要

①第三国迂回

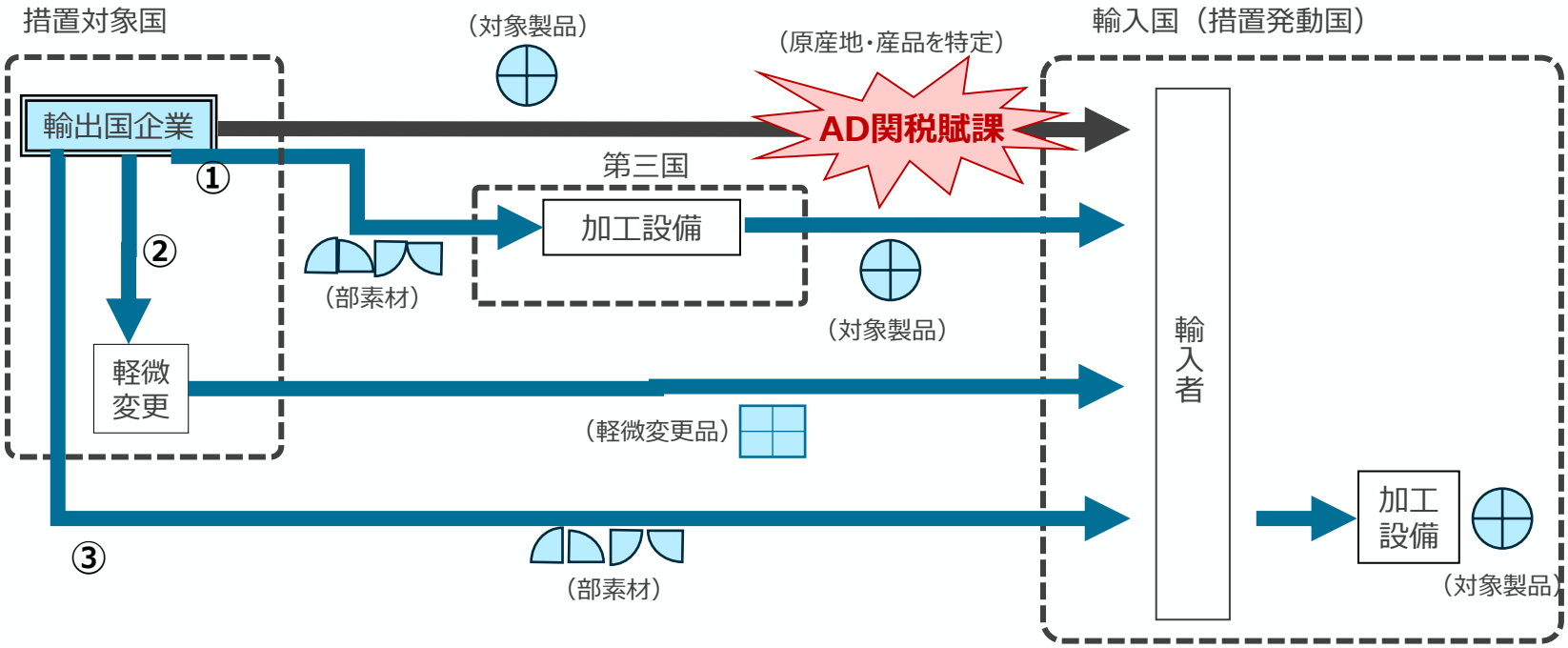
対象産品の部素材を第三国に輸出し、当該第三国で最終加工した後に輸入国へ輸出する。

②軽微変更迂回

措置の対象産品をわずかに異なる産品に切り替えて輸出する。

③輸入国迂回

対象産品の部素材を輸入国に輸出し、輸入国内で最終加工する。



（５）過剰供給問題への対応：　アンチダンピング調査の積極化

- 我が国のAD調査は、**従来は年１件程度と限定的**だが、直近は**鉄鋼・素材を中心に産業界の危機感が高まり、2025年はAD調査の開始件数が5件（※１）と急増**。**2026年は既に3件の調査を開始**。

我が国のAD/CVD措置発動案件（2000年以降）

対象産品	対象国・地域（*2）	課税期間（*3）	申請者
ポリエステル短繊維	韓国・台湾	02.7 - 12.6	帝人(株)、東レ(株)、(株)クラレ、東洋紡績(株)、ユニチカファイバー(株)
DRAM　※CVD	韓国	06.1 - 09.4	エルピーダメモリ(株)、マイクロンジャパン(株)
電解二酸化マンガン	豪州	08.9 - 13.8	東ソー日向(株)、東ソー(株)
	スペイン・南アフリカ	08.9 - 19.3	
	中国	08.9 - 29.2	
トルエンジイソシアナート	中国	15.4 – 20.4	三井化学(株)
水酸化カリウム	韓国・中国	16.8 – 26.8	カリ電解工業会
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国	17.12–28.2	三井化学(株)、三菱化学(株)、日本ユニペット(株)、越前ポリマー(株)
炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国・中国	18.3 – 23.3	(株)ベンカン機工、日本ベンド(株)、古林工業(株)
トリス（クロロプロピル）ホスフェート	中国	20.9 - 25.9	大八化学工業(株)
炭酸二カリウム	韓国	21.6 - 31.6	カリ電解工業会
溶融亜鉛めっき鉄線	韓国・中国	22.12-27.12	日亜鋼業(株)、NS北海製線(株)、(株)ガルバート・ジャパン、(株)ワイヤーテクノ
黒鉛電極	中国	25.7 - 30.7	ＳＥＣカーボン(株)、東海カーボン(株)、日本カーボン(株)
ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板	中国・台湾	25.7.22	日本製鉄㈱、日本冶金工業㈱、ナス鋼帯㈱、日本金属㈱

現在調査中の案件

対象産品	対象国・地域（*2）	調査開始日	申請者
溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板	韓国・中国	25.8.13	日本製鉄㈱、日鉄鋼板㈱、㈱神戸製鋼所、㈱ヨドコウ
ビスフェノールA	韓国・台湾	25.8.20	三菱ケミカル㈱、三井化学㈱
水酸化カリウム(*4)	韓国・中国	25.12.25	カリ電解工業会
熱延鋼帯及び鋼板	韓国・中国・台湾	26.6.1	日本製鉄㈱、JFEスチール㈱㈱神戸製鋼所、㈱中山製鋼所
冷延鋼帯及び鋼板	韓国・中国・台湾	26.6.1	日本製鉄㈱、JFEスチール㈱㈱神戸製鋼所
酸化チタン	中国	26.10.16	日本酸化チタン工業会

（*1）現在調査中の4案件のほかに発動中の炭酸二カリウムの延長調査を含む
（*2）中国は、香港及びマカオ地域を除く
（*3）確定措置の課税期間
（*4）課税期間の延長に関する調査

（６）サイバーセキュリティの推進　①経済産業省の主な取組

- 経済産業省は、NCOをはじめ関係省庁との連携の下、サイバーセキュリティ市場における**需要拡大と供給力強化に向けた取組**や、**国際的な制度調和と国内での調達要件化促進**、**サイバー情勢分析能力強化**を図っているところ。

①サプライチェーン全体での対策強化

- サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク（CPSF）の具体化・実装
- 我が国半導体関連産業におけるセキュリティ対策水準の向上を通じた競争力確保
- 地域における中小企業支援の拡大（サイバーセキュリティお助け隊サービスの普及促進等）
- サプライチェーン対策評価制度の構築（対策水準の可視化）　等

⇒政府調達・補助金の要件化等を通じた実効性強化

②セキュア・バイ・デザインの実践

- IoT製品におけるJC-STARの普及、国際制度調和の調整
- SBOM（Software Bill of Materials）の活用促進、安全なソフトウェアの開発に向けた指針の整備
- サイバーインフラ事業者の責務の明確化

⇒国際連携を前提とした制度構築と政府調達等要件化を通じた制度の普及

③政府全体でのサイバーセキュリティ対応体制の強化

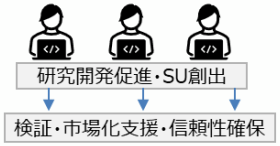
- IPAのサイバー情勢分析能力強化
- 改正保安３法を踏まえたサイバー事故調査体制の構築
- サイバー攻撃技術情報の共有促進　等



⇒官民のサイバー状況把握力・対処能力向上と関係省庁との連携

④サイバーセキュリティ供給能力の強化

- サイバーセキュリティ産業振興のための政策パッケージの推進
- 先進的サイバー防御機能・分析能力の強化
- 重要インフラ等を守る高度セキュリティ人材の育成（中核人材育成プログラム）、若手人材発掘機会（セキュリティ・キャンプ）の拡大　等



IPA 産業サイバーセキュリティセンター
Industrial Cyber Security Center of Excellence（ICSCoE）

⇒セキュリティ市場の拡大に向けたエコシステムの構築

（６）サイバーセキュリティの推進　②サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ

- 2026年11月6日、昨今の深刻なサイバー攻撃の状況を踏まえ、サイバーセキュリティに関する関係閣僚会議において、「**サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ**」を決定し、施策の検討、実施を進めているところ。
- また、同会議において、高市総理から古川大臣に対し、日本を標的としたサイバー攻撃を把握するための情報収集能力を更に強化するため、**「サイバー対処能力強化法」の改正を検討**するよう指示あり。

サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ（概要）

あらゆる組織が基本的な対策を当たり前に講じることで、被害を予防することができ、サイバー攻撃を受けたとしても、官民が情報を共有していち早く対処し、迅速に支援を受けて立ち直ることができる世界最高水準のサイバーレジリエンスを確保した社会 を目指す

対策の考え方　情報の集約・分析と、その結果の対策への活用という循環を作ることで社会全体のサイバー対処能力の向上につなげる



1. AIも活用した基本的な対策の徹底
2. 情報収集・集約、捜査・分析体制の強化
3. サイバー攻撃への対処の戦略的な実施
4. 被害者支援・被害拡大防止策の強化

- 早期に実施又は着手できる施策を中心に、４つの柱の下に取りまとめ、スピード感をもって実施
- 情報収集の在り方を含む制度面の整備、政府の基準の見直し、ベンダとその契約事業者のシステム関連契約の在り方の周知、政府システム等のサプライチェーンにおけるリスク点検とこれを踏まえた対応、高性能AIのサイバー攻撃への悪用や量子技術の進展など将来の脅威への備えといった中長期的な課題についても検討

（資料）サイバーセキュリティに関する関係閣僚会議（第２回）資料

1．Promotion（産業支援策）

2．Protection（産業防御策）

3．Partnership

ⅰ 官民連携

ⅱ 国際連携

4．Intelligence

5．まとめ

（１）企業行動変容 参考ツール　①一覧

経営陣向け

①経済安全保障経営ガイドライン
（経済産業省　2026年1月公表）

- 経済安全保障を長期的な観点からの投資として位置づけ
- 過度な依存の低減と技術流出の防止
- 中小企業を含め広く普及

企業の経営と経済安全保障の具体事例集
（経済産業省　2026年5月公表）

- 経済安全保障への対応が企業経営にどう影響を与えるかをわかりやすく示した事例集

②コーポレートガバナンスコード
（金融庁・東証　2026年7月21日公表）

- 経済安全保障の観点をCGコード本体に反映
- 地政学リスクへの対応等も、収益機会にもつながり得るものとして、リスク管理体制を整備する際の考慮事項に含まれ得るとともに、そうしたリスクへの対応等が適切に行われるべき旨を明示

※ なお、CGコードの直接の政策目的は地政学リスクへの対応ではなく、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上である点に留意。

事業部門向け

③経済安全保障と独占禁止法に関する事例集
（公正取引委員会、経済産業省、国土交通省 2025年11月公表）

- 経産省・国交省が提示した経済安保の観点から実施する行為（15事例）について公取委が独禁法上の考え方を示したもの

④技術流出対策ガイダンス
（経済産業省　2026年4月27日改訂）

- 企業に対し技術流出対策を行う上での選択肢を示すもの
- ①生産拠点の海外進出に伴う技術流出対策、②人を通じた技術流出対策、③共同研究に伴う技術流出対策、④すり合わせを通じた技術流出対策について、懸念事例と対策例を示すとともに、実務で活用できるチェックリストを提供

⑤民間ベストプラクティス集
（経済産業省 2025年5月公表）

- 経済安全保障上の観点から、技術流出やサプライチェーンリスクへの対策に取り組む企業等の実例を紹介

（１）企業行動変容 参考ツール　②経済安全保障経営ガイドライン

- 2026年1月、経済産業省は、民間企業が経済安全保障への対応を通して自社の**自律性・不可欠性を高め、企業価値向上につなげる**ため、**企業経営者が認識すべき原則や推奨事項**を「経済安全保障経営ガイドライン」として取りまとめ、公表。本ガイドラインは、**業種・事業規模を問わず、すべての経営層が対象**。

経済安全保障経営ガイドライン（概要）

経営層の強いリーダーシップとアクションが必要

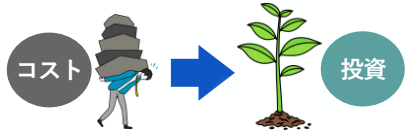
経営層が認識すべき３つの原則

1　自社ビジネスを正確に把握し、リスクシナリオを策定する

そのサプライチェーン、
どこまで把握していますか？

2　経済安全保障への対応を単なるコストではなく、投資と捉える

それは「今の負担」ですか？
それとも「未来への投資」ですか？



3　マルチステークホルダーとの対話を欠かさない

リスクへの対応・価値の創造には
対話が必要です



「自律性」「不可欠性」「ガバナンス」の確保･強化が推奨

個別領域における取組の方向性

自律性の確保

特定の国や企業への過度な依存を避け、いかなる状況でも安定供給できる体制をつくりましょう

不可欠性の確保

自社のコアとなる技術等を特定し、喪失・流出を防止する対策を講じましょう

ガバナンスの強化

経済安保の視点を踏まえ、全社最適で決断・実行できる組織体制を構築しましょう

推奨事項の対応状況をセルフチェックできるチェックリスト

チェック項目（一部抜粋）

自律性確保の取組

- ✓ 原料や製品調達において、特定の国や地域への依存によるリスクを検討していますか
- ✓ 平時よりステークホルダーと自社のサプライチェーンに関する意思疎通を図ってますか

不可欠性確保の取組

- ✓ 自社のコアとなる技術等の把握に向けた検討を進めていますか
- ✓ 自社のコア技術等の技術流出対策を検討していますか

経済安全保障対応におけるガバナンス強化の取組

- ✓ 経済安全保障に係る社内外の情報を収集する体制を整備していますか
- ✓ 社内横断的な体制を整えるとともに、必要に応じて経営者等が関連部門に直接指示し、迅速に対応を実施できる体制を整備していますか

（１）企業行動変容 参考ツール　③コーポレートガバナンス･コード改訂

- 2026年7月、コーポレートガバナンス・コード（CGコード）が改訂。
- 今般の改訂で、**経済安全保障の観点**を**CGコード本体の解釈指針に初めて明記**。
- **地政学リスクへの対応等も、収益機会につながり得るものとして、リスク管理体制を整備する際の考慮事項に含まれ得るとともに、そうしたリスクへの対応等が適切に行われるべき**旨を明示。

※ なお、CGコードの直接の政策目的は地政学リスクへの対応ではなく、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上である点に留意。

コーポレートガバナンス・コード改訂（抜粋）

【原則４－４．取締役会の役割・責務Ⅲ：経営陣・取締役に対する実効的な監督②】
取締役会は、内部統制や全社的リスク管理体制を適切に整備すべきである。

解釈指針
内部統制や先を見越した全社的リスク管理は、適切なコンプライアンスの確保により持続的に信頼を維持し、リスクを最小化するために重要であるのみならず、経営陣が果断にリスクテイクを行うための裏付けとなり得るものであるから、取締役会は、グループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築するとともに、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。サイバーセキュリティリスク、**国際的な経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスク及び技術等の情報流出リスクへの対応等も、収益機会にもつながり得るものとして、リスク管理体制を整備する際の考慮事項に含まれ得るとともに、そうしたリスクへの対応等が適切に行われるべき**である。

（１）企業行動変容 参考ツール　④経済安全保障と独禁法に関する事例集

- 2025年４月の有識者会議において、経済安保の観点から行う**事業者間の情報交換、連携、再編などについて**、法務部や弁護士が保守的な判断を下す傾向とあいまり、カルテル違反や企業結合規制への抵触といった**独禁法上の漠然とした懸念を理由に、企業間の対話を躊躇してしまうという論点が提起**された。
- 上記を踏まえ、**公取委・経産省・国交省**が、2025年11月20日、**「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」**を公表。**経済安全保障の観点から実施する行為**に関して経産省・国交省が提示した15の事例について、公取委が**独禁法上の考え方を示した**もの。

「経済安全保障と独禁法に関する事例集」で取り扱っている事例（抜粋）

事例②：流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

日本が優位性を持つ技術について、**国内メーカー間で**、又は所管省庁や業界団体を通じて、当該技術分野における**海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換**を行う事例。

事例⑥：重要原材料の調達に関する情報交換・共同調達

事業に不可欠な重要原材料について、（１）国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより国内メーカーの**調達途絶が顕在化した場合又はその蓋然性が高いと政府が認め企業に情報提供した場合に**／（２）平時から国内メーカーが調達途絶リスクに備える必要がある場合に、**国内メーカー間で当該原材料の代替調達先や調達品のスペック等に関する情報交換及び共同調達**を検討・実施する事例。

事例⑭：国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

グローバル市場における競争に晒される中、**国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況**において、**国内で寡占状態にあるA社とB社が統合・合併**する事例。

（資料）公正取引委員会・経済産業省・国土交通省「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」

（１）企業行動変容 参考ツール　⑤企業結合ガイドラインの改定

- 2026年7月、**公正取引委員会は企業結合ガイドライン改定案を公表**。改定案では、「**供給の安定性**」**が顧客獲得のための競争手段**であり、企業結合による効率性の向上によって、「**供給の安定性**」**の改善・維持が実現する場合、競争促進効果として考慮**する旨を明記。
- **EUにおいても**、企業結合ガイドライン改定案において、**レジリエンスを競争のパラメータと位置付け**。

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」改定案（抜粋）

第３　競争を実質的に制限することとなる場合
　１　「競争を実質的に制限することとなる」の解釈
　(3)「競争を実質的に制限することとなる」の考え方
　　(略)　その他各般の条件としては、例えば、支払条件、**供給時期・物量・品揃え等の供給の安定性**、温室効果ガス排出量等の環境性能、個人情報の保護等、需要者が商品を選択するに当たり重視する事項が挙げられる。

第４ 水平型企業結合による競争の実質的制限
　２ 単独行動による競争の実質的制限についての判断要素
　(7) 効率性
　　企業結合後において、規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、重要な原材料や資金の調達手段の改善、次世代技術の開発や環境対応能力の増強等に向けた研究開発体制の効率化等、当事会社グループの効率性が向上することによって、当事会社グループが競争的な行動をとることが見込まれる場合には、その点も加味して競争に与える影響を判断する。
　　例えば、**企業結合後において**、上記に掲げる事項に関して、**当事会社グループの効率性が向上することによって**、当事会社グループが供給する商品について、**供給の安定性が改善**するといった**競争促進効果をもたらすことが見込まれる場合**には、**その点も加味して競争に与える影響を判断**する。(略)

【具体例】

- ✓ **企業結合により重要な原材料の調達手段が改善し、当該原材料の調達源の多元性が確保され、特定の調達源への依存がもたらすリスクが緩和されるケース**
- ✓ **企業結合による生産体制や研究開発体制の効率化により商品の供給基盤が強化されるケース**

（資料）公取委「「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」改定案（新旧対照表）」（2026年7月）より作成

（参考）

EU企業結合ガイドライン改定に係る動向

- □ 2026年4月末、欧州委員会は企業結合ガイドライン改定案を公表。**EUの競争力を強化し**、**地政学的状況に対応する観点から**、**20年ぶりに現代化**が図られた。
- □ **競争のパラメータとして**、価格だけでなく、イノベーション、投資、**レジリエンス（供給安定性を含む。）**、サステナビリティなどの**非価格要素を明記**。
- □ **レジリエンスに係る効率性は以下から生じ得る**と例示。
  - ✓ **補完的な資産の組合せにより、供給安定性の向上、インフラの拡充・強化等により、外的混乱リスクへの曝露を低減すること**
  - ✓ **重要原材料へのアクセス又は購買力向上により、サプライチェーン混乱への曝露を低減すること**
  - ✓ **外的混乱に対してより耐性のある新製品・改良製品を創出すること**

（１）企業行動変容 参考ツール　⑥技術流出対策ガイダンス（再掲）

● 2025年5月、経済産業省は、技術流出経路の多様化や手法の巧妙化が進む状況を踏まえ、企業における自主的な取組を強化するため、**企業の技術流出リスクに対する有効な対策を提示する「技術流出対策ガイダンス第１版」**を策定。**2026年4月には第2版**を公表。

技術流出対策ガイダンス（概要）

第２章にて解説

生産拠点の海外進出に伴う技術流出



合弁会社や現地企業への製造委託等に伴い移転した技術が流出するケース

対策:
- 進出先の国の法制度の確認
- 提供する技術の内容等の明確化
- 技術情報のブラックボックス化 等

第３章にて解説

人を通じた技術流出



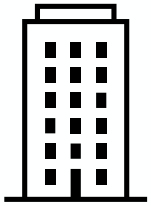
役職員等が外国政府関係者に情報を漏えいしたり、競合他社が技術者を引き抜くようなケース

対策:
- 情報管理に関する定期的・階層的な研修の実施
- 技術保有者の特定とアクセスコントロールの徹底
- 工程の細分化・全体工程を知る社員の限定 等

＜様々な技術流出経路＞

技術提供

日本企業



技術提供　　技術提供

第4章にて解説

共同研究に伴う技術流出



共同研究パートナーである企業・大学等に提供した技術が流出するケース

対策:
- 技術の重要性を踏まえたテーマ選定
- 相手国/組織/個人の観点でのDD
- 研究参加メンバーの明確化 等

第5章にて解説

すり合わせに伴う技術流出



原料調達元、顧客、製造装置メーカー等に対して仕様調整に伴い提供した技術が流出するケース

対策:
- 信頼できる取引先かどうかの確認
- 取引開始前の情報提供の範囲の限定
- 仕入先に対する情報提供範囲の限定 等

（２）中堅･中小企業を含む幅広い企業への伴走支援

- 企業による経済安全保障の取組は広がりつつあるが、**多くは情報収集にとどまり、具体的対応につながっていない**。
- その要因として、企業・支援機関の双方において、**①意識面（課題①・A）、②情報流通・人材面（課題②・BC）、③費用負担面（課題③・D）の課題**があると考えられる。

全国の中堅・中小企業を含む幅広い企業への経済安保に係る伴走支援を実現する体制を構築すべきではないか？

経済安全保障に係る企業・支援機関の課題（イメージ）

企業側の課題

【潜在的な対象企業】
・特定国にサプライチェーンを依存している企業
・特定国が獲得を目指す技術を有している企業
・特定国から働きかけを受けている企業

課題①
経済安保のリスクや対応の
必要性を理解していない

課題②
経済安保対応を
誰に相談すればいいか分からない

課題③
経済安保対応に
金銭負担をしてまで対応できない

経済安保対応に係るコミュニケーションの不足

支援機関側の課題

【潜在的な支援機関】
・日頃から企業に接している支援機関
（商工団体、金融機関、士業等）
・高度専門的な支援機関（コンサル、士業等）

課題A
日頃から企業に接している
支援機関の意識が低い

課題B
経済安保対応への支援に
必要な知見を部分的にしか有していない

課題C
経済安保対応への支援を行える
高度専門人材が少ない

課題D
経済安保対応への支援が
大企業を前提としている

（参考）経済安全保障に関する中堅･中小企業の意見

- 我が国全体の経済安全保障を実現する観点からは、**地政学リスクを踏まえた経営を全国の中堅・中小企業へ広げていくことが重要**。
- この点につき、各地の中堅・中小企業等からは、①**独力で地政学リスクを踏まえた取組を進めることの困難性**とともに、②**外部専門家からの支援に係る問題**や③**取組を進める上での費用への懸念**について指摘する意見もあがる。

中堅・中小企業等の主な意見

① 独力で取組を進めることの困難性

- ✓ **事案が起こってはじめて社内で必要性が意識される。**
- ✓ 特定のリスクに関して**どこまで情報収集や対策を行うすべきかが分からない**。また、**取引等の当否について判断基準を設定することが困難**。
- ✓ 経済安保に係る取組を行う際に、**外部専門家による支援があることが望ましい**。

② 外部専門家からの支援に係る問題

- ✓ 中堅･中小企業が**従来から相談してきた外部専門家が経済安全保障に係る知見を備えているとは限らない**。
- ✓ 経済安全保障に係る取組について**知見を有する外部専門家が誰か分からない**。

③ 取組を進める上での費用への懸念

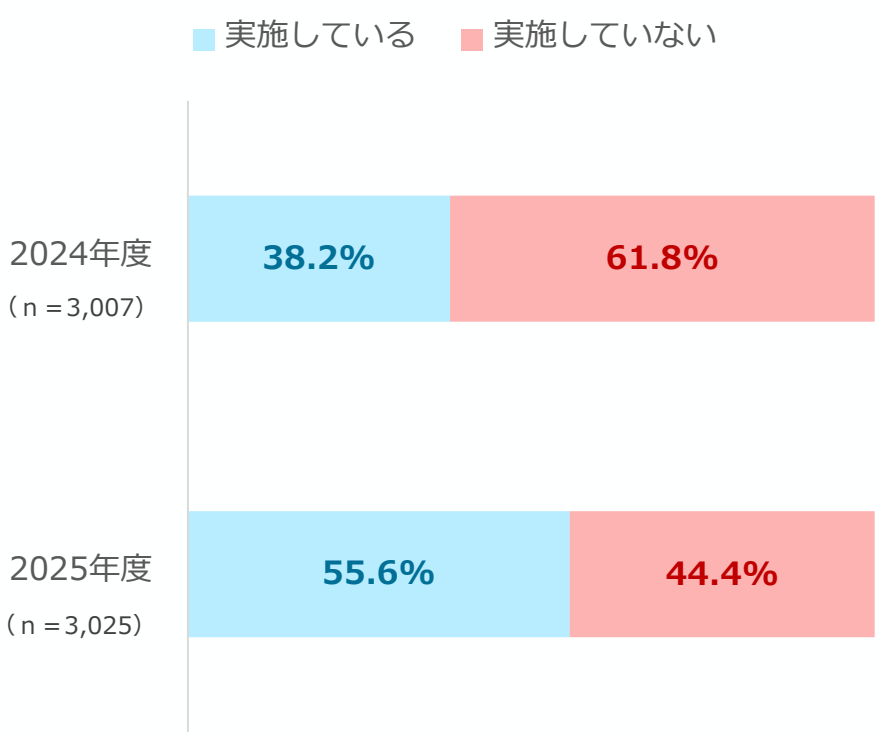
- ✓ **外部専門家による支援は高額なため中小企業では使えないこともある**。フルサービスでなくピンポイントの形でも相談できる外部専門家がいることが望ましい。
- ✓ 金銭的なメリットが見えにくい中で**経済安保に係る取組にコストをかけて対応することは難しい**。

（資料）地方経済産業局が実施したヒアリングの結果より作成

（参考）企業における経済安全保障の取組状況

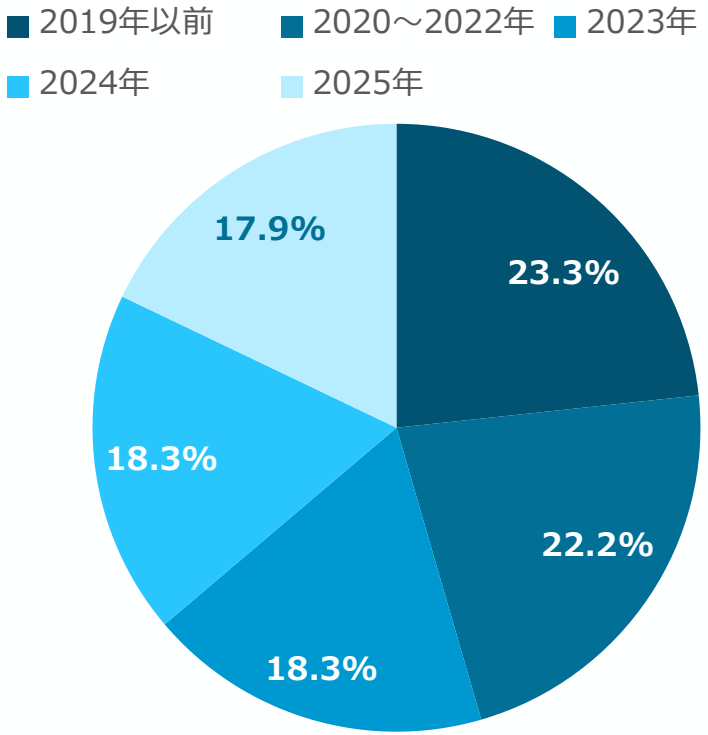
- 経済安全保障について**何らかの取組を行っている企業**は、**2024年度の4割弱から2025年度に6割弱と増加**。
- 取組の開始時期を見ると、特に2023年以降、取組を開始している企業が徐々に増加。

製造事業者による経済安全保障の取組の実施有無



（資料）ものづくり白書2026

経済安全保障の取組開始時期

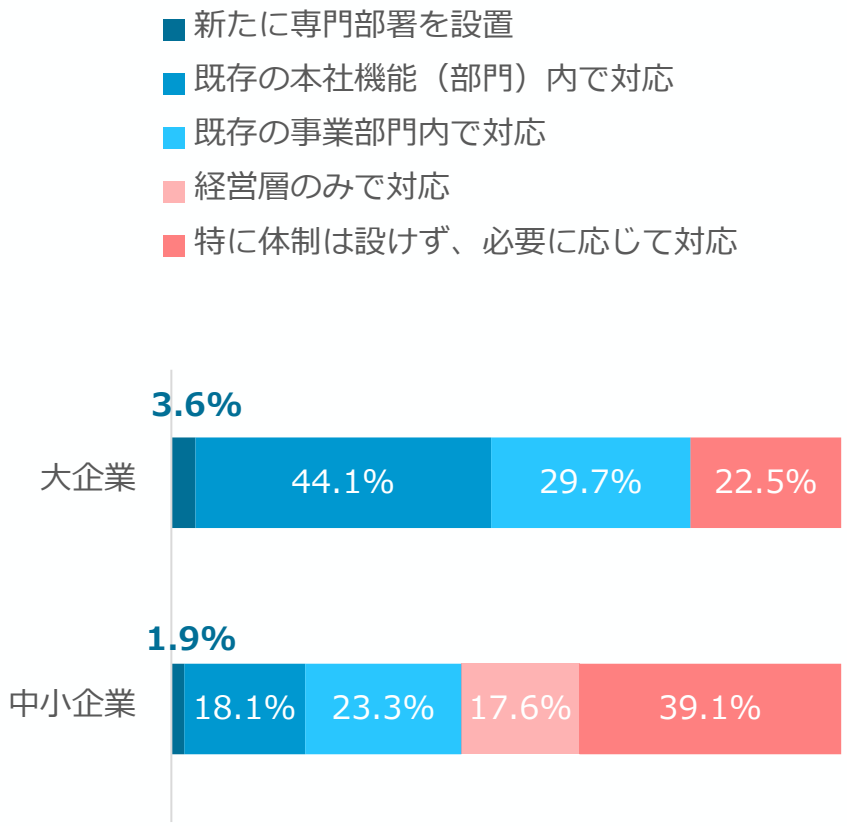


（資料）ものづくり白書2026

（参考）企業における経済安全保障の取組内容

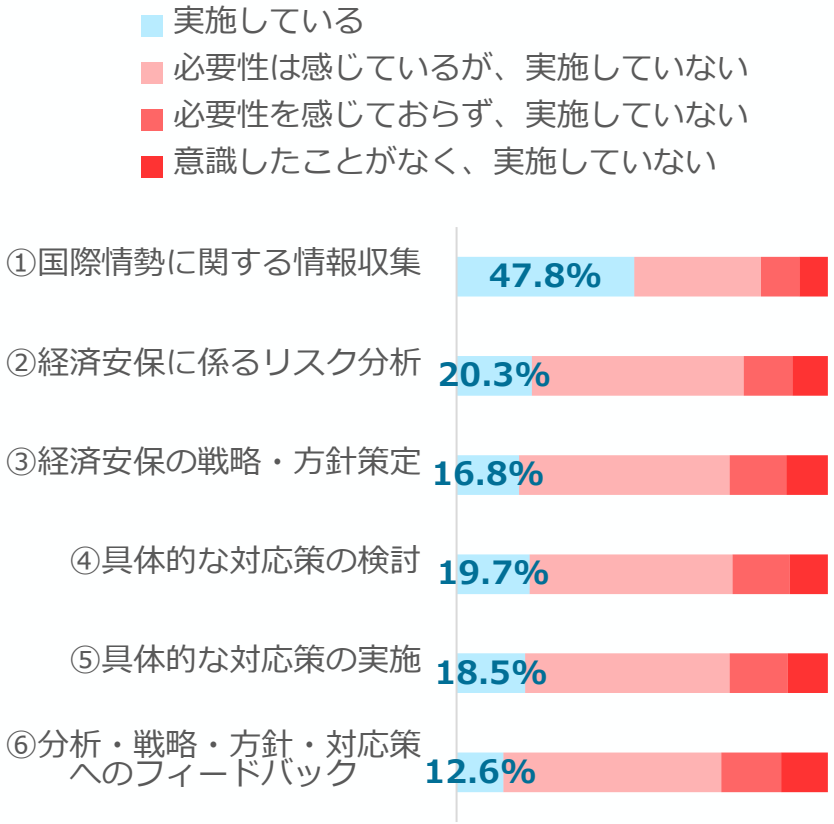
- 経済安全保障の**取組体制**については、新たに**専門部署を設置している企業は少数**で、**特に体制を設けていない企業も多い**。
- **取組内容については、情報収集どまり**で、サプライチェーンの多角化やサイバーセキュリティ強化等の踏み込んだ取組は低水準。

経済安全保障の取組体制



（資料）ものづくり白書2026

経済安全保障の取組内容



（資料）ものづくり白書2026

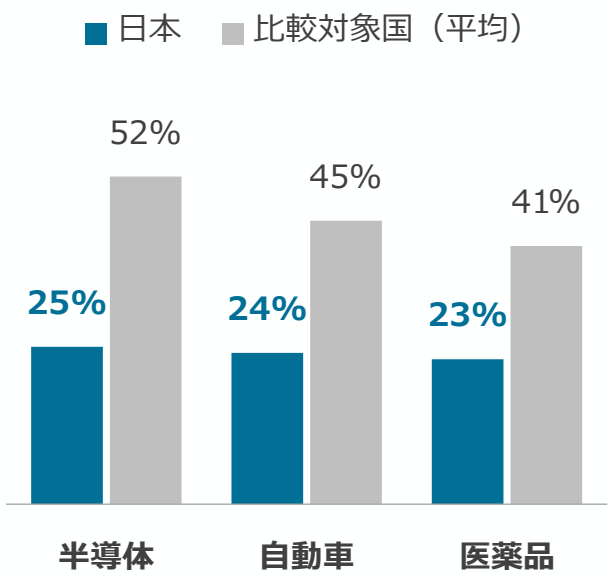
（参考）企業における情報収集･分析の状況（国際比較）

- **日本企業**は他国企業と比べて、**海外拠点を含めてリスク情報の吸い上げ体制の観点で劣後**。
- また、**情報分析を経営に活用する観点でも劣後**。

経済安保インテリジェンス経営の実態（国際比較）

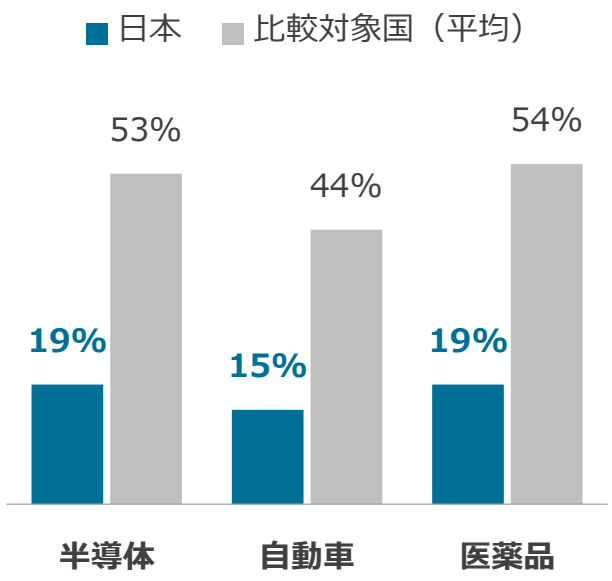
リスク情報をITでリアルタイム集約できる企業

リスク情報を「ITプラットフォーム等でリアルタイムに集約・蓄積する仕組みがある」と回答した割合



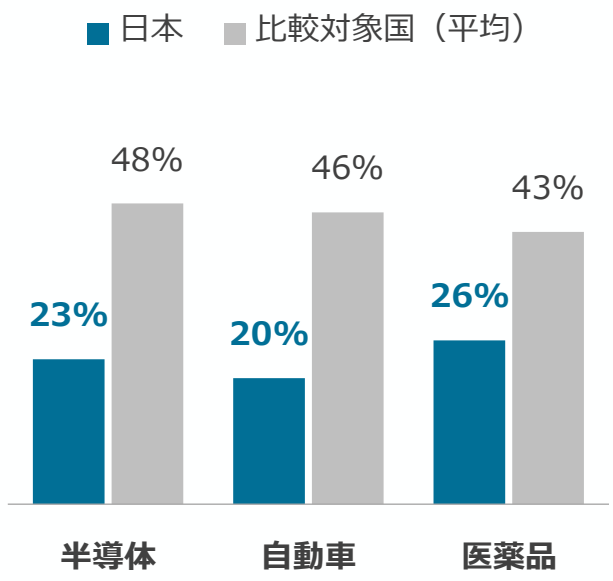
海外拠点の役割として情報収集を明確化している企業

「職務記述書（JD）やKPIに『情報の収集・報告』が明確に組み込まれている」と回答した割合



地政学リスクの財務インパクトを定量的に算出している企業

地政学リスクの影響を「複数の地政学シナリオに基づき、財務インパクトを定量的に算出している」と回答した割合



※ 比較対象国（平均）は、各セクターの日本以外の国・地域の回答率の単純平均。半導体＝米国・台湾・マレーシア・韓国、自動車＝米国・ドイツ・韓国、医薬品＝米国・ドイツ・英国・スイス。

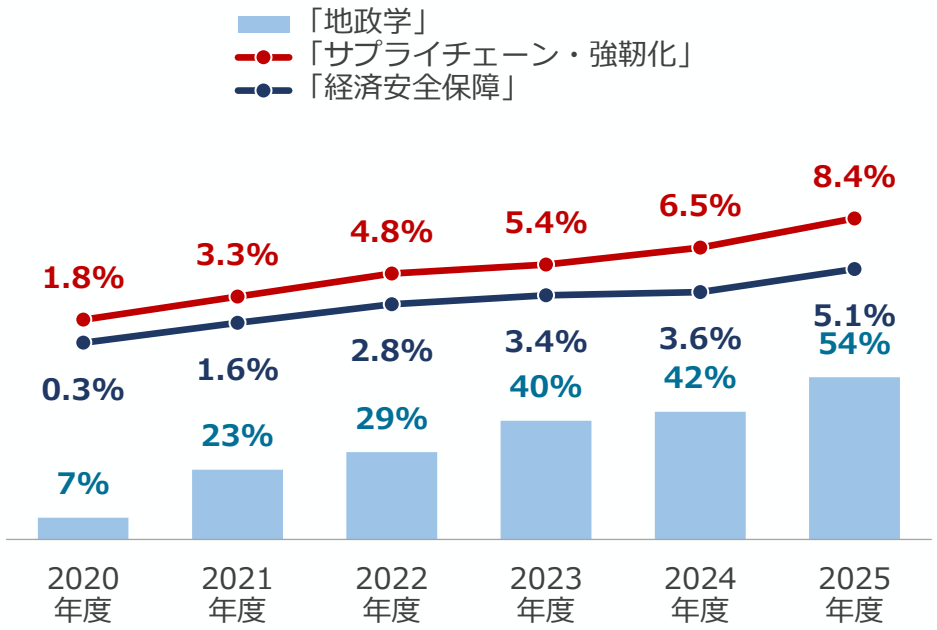
（資料）PwC Japanグループ「企業の地政学リスク対応実態調査2026」

（参考）企業における経済安全保障関連の情報開示

- 2020年度と2025年度の有価証券報告書を比較すると、**「地政学」に言及する企業は7%→54%に**、**「経済安全保障」は0.3%→5.1%に**、**「サプライチェーン・強靭化」は1.8%→8.4%に増加**。
- 一方、**地政学と財務の両面から投資家向け説明を構築できる人材がいる企業**は、比較対象国の3～5割程度に対し、**日本は2割前後**にとどまる。

「国内企業の開示状況」と「投資家向け説明体制」の国際比較

経済安全保障の取組体制

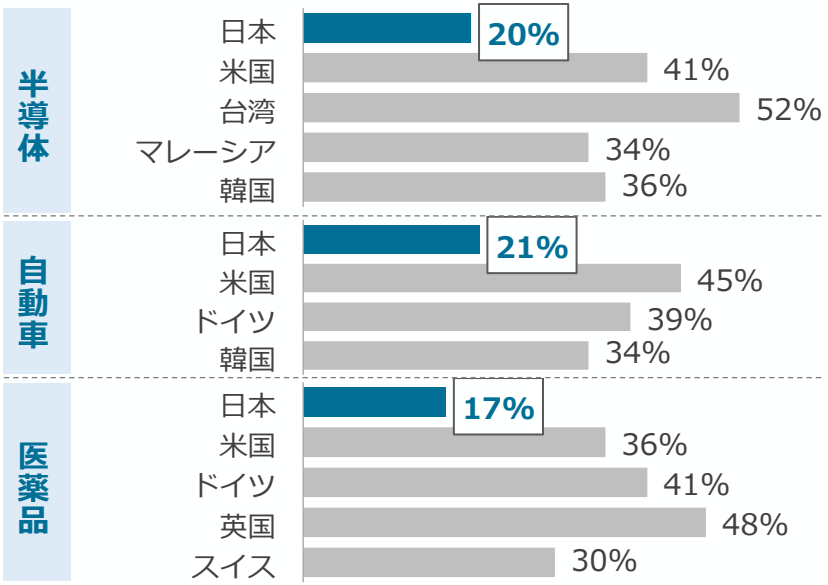


※ 金融庁EDINET上のデータより作成。内訳には上場企業に加え、各時期に有報提出した非上場企業・特殊法人・提出後上場廃止となった企業を含み、みなし有価証券を除く。
※ 「サプライチェーン・強靭化」は、「サプライチェーン」と「強靭化」の両方が本文に含まれる企業。

（資料）各社有価証券報告書より作成

経済安全保障の取組内容

「地政学と財務の両方がわかる人材が投資家向けの説明を構築」と回答した割合

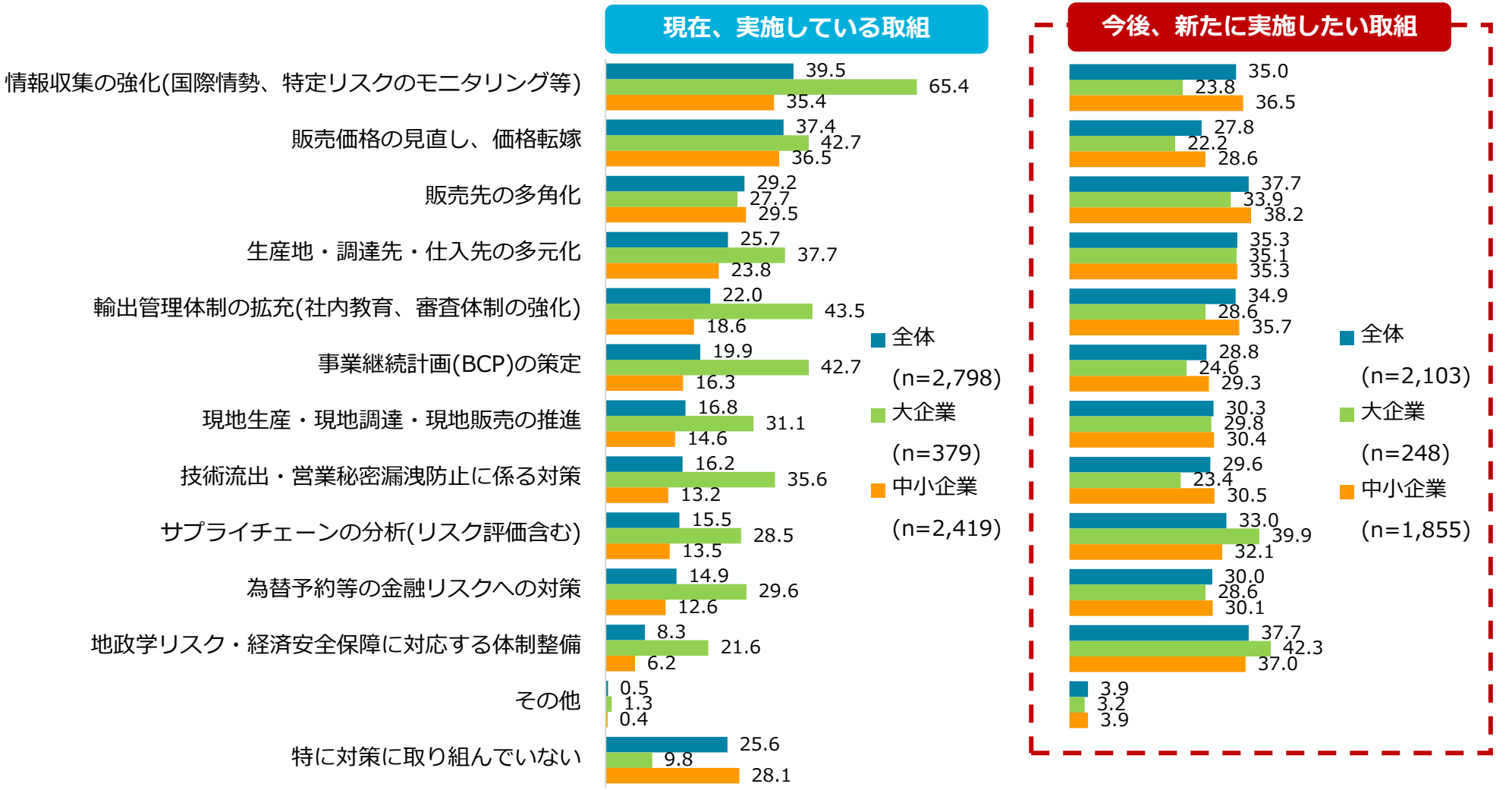


（資料） PwC Japanグループ「企業の地政学リスク対応実態調査2026」

（参考）経済安全保障の取組意向

● 今後は経済安全保障の**対策に取り組みたいとの意向がある企業は、中小企業も含めて少なくない**。

地政学リスクや経済安全保障への対応状況（企業規模別）



（資料）JETRO「第24回 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（2026年2月）

1．Promotion（産業支援策）

2．Protection（産業防御策）

3．Partnership

i 官民連携

ii 国際連携

4．Intelligence

5．まとめ

（１）経済安全保障に関する同志国連携の深化

- **2026年3月～10月の首脳・閣僚級成果文書**では、従来の非市場的政策・慣行に対する懸念表明や重要鉱物・サプライチェーン強靱化に加え、**①経済的威圧への懸念**、**②輸出管理の適正運用**、**③重要技術の保護を含む技術管理の連携**が具体化され、経済安全保障に関する**同志国連携が実行フェーズへ深化**。
- 5月7日に発出した**日EUハイレベル経済対話 共同プレス声明**では、「あらゆる形態の**経済的威圧に対する懸念**を表明」、「近年の**不当な輸出規制の拡大に対して遺憾の意**を表明」、「**技術移転のリスク評価、リスク軽減措置、協調的な対応、民間セクター及び技術保有者との体系的な連携における共同の取組**を促進」、「この協力を**Ｇ７及びその他の同志国においても推進する**ことを目指す」と具体的な共同の取組を明記。
- さらに、6月17日に発出した**「重要鉱物のサプライチェーン確保に関するG7首脳宣言」**では、「重要鉱物及び関連するデュアルユース品に対する**恣意的な輸出規制及び報復的措置を含む**、非市場的政策及び慣行の利用並びに**経済的威圧について深刻な懸念を表明**」、「**技術管理に関する政策措置の調整**のために**Ｇ７及びパートナーと協働することにコミット**」とより具体的な懸念の表明および共同の取組を明記。
- 同志国各国との連携も深化しており、5月4日に**豪州**、6月14日に**英国**、10月28日に**ドイツ**とそれぞれ**首脳級での「経済安全保障協力に関する共同宣言」**を発出し、具体的な懸念の表明および共同の取組を明記。

2026年3月～10月首脳・閣僚級成果文書に見る主な進展

① **経済的威圧への深刻な懸念の表明**

恣意的な輸出制限・不当な輸出規制の拡大への懸念を明記。経済的依存の武器化を抑止する方向性を共有。

② **輸出管理措置の適正運用**

厳密に定義・非差別・国際法／国際慣行に整合と明記。戦略的サプライチェーンを不当に混乱させない原則を確認。

③ **技術管理連携の具体化**

技術流出・技術移転リスクへの協調対応を明記。技術移転リスク評価、リスク軽減措置、協調対応、民間連携へ具体化。

（参考）日米首脳会談（2026年9月22日）

- **2026年9月22日**、国連総会出席のためニューヨークを訪問中の**高市総理大臣は、トランプ大統領と日米首脳会談**を実施。

日米首脳会談の概要

1. 両首脳は、昨年10月のトランプ大統領の訪日、また、本年3月の高市総理の訪米の成果を踏まえ、**経済安全保障や経済、安全保障など幅広い分野での協力を更に強化し、日米同盟を一層強固なものにしていく**ことで一致。
   ① 両首脳は、**AIや半導体、重要鉱物といった分野で、技術競争に勝ち、強靱性を高めるための経済安全保障分野での協力が着実に進んでいることを確認した上で、更なる協力の強化を図る**ことで一致。
   ② 両首脳は、関税に係る日米間の合意の着実な実施の重要性を改めて確認し、双方で協力を進めていくことで一致。
   ③ 両首脳は、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた取組を一層推進することを確認。

2. 両首脳は、インド太平洋情勢について意見交換を実施。
   ① 両首脳は、来る米中首脳会談も念頭に、**経済安全保障を含む中国をめぐる諸課題について意見交換を行い、日米で緊密に連携**していくことで一致。
   ② 両首脳は、北朝鮮情勢についても意見交換を行い、核・ミサイル問題に共に対処する必要性や、北朝鮮の完全な非核化に向けた確固たるコミットメントを改めて確認。
   また、拉致問題の即時解決について、トランプ大統領から、全面的な支持を得た。
   ③ 両首脳は、**日米豪印（Quad）等の枠組みの重要性を改めて確認すると共に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を力強く推進**していくことで一致。

3. このほか、両首脳は、国際刑事裁判所（ICC）などについても率直なやり取りを実施。



（資料）外務省HPより作成

（参考）技術管理分野に関する同志国・国際機関との合意内容

G7貿易大臣コミュニケ（2026年5月6日）

我々は、強靭で信頼性のあるサプライチェーンが、経済安全保障に不可欠 であることを再確認する。我々は、過度な依存の軽減、サプライチェーンの安全性及び強靭性の向上並びに**技術漏洩のリスクへの対処を目的**として、 **重要技術を含む戦略的セクターに影響を及ぼす脆弱性を特定するための 意見交換**を深め続ける。

日EUハイレベル経済対話共同プレス声明（2026年5月7日）

さらに、2025年の日EU定期首脳協議における両首脳による呼びかけを受け、経済安全保障に関する協力の強化並びに重要な依存関係及び構造的脆弱性への対処に向けた共通のコミットメントを基盤として、四者は、**重要・新興技術の促進及び保護に係る、より緊密な関与の必要性を強調**しつつ、格上げされた「経済安全保障及び関連する新たな貿易・経済問題に関する作業部会」の下で、**日・EU間の協力を強化することで一致**した。この協力は、**技術移転のリスク評価、リスク軽減措置、協調的な対応、民間セクター及び技術保有者との体系的な連携における共同の取組を促進するもの**である。**双方は、この協力をＧ７及びその他の同志国においても推進することを目指す。**

日本と経済協力開発機構（OECD）との間の経済安全保障に関する協力プラン（2026年5月12日）

重要技術及び生産拠点の移転、並びにそれらが経済安全保障に与える影響に関する対話を継続し、同分野における**将来的な分析の可能性を見極める**こと。

（参考）非価格要素に係る政策に関する同志国との合意内容

2025年3月 日英経済版2＋2閣僚会合（共同プレスリリース）

日英の4閣僚は、経済的要因のみならず、「強靱で信頼性の高いサプライチェーンに関する原則」に掲げられた、**透明性、多様化、安全性、持続可能性、信頼性・確実性といった要素も考慮した基準について検討**していくことで一致した。

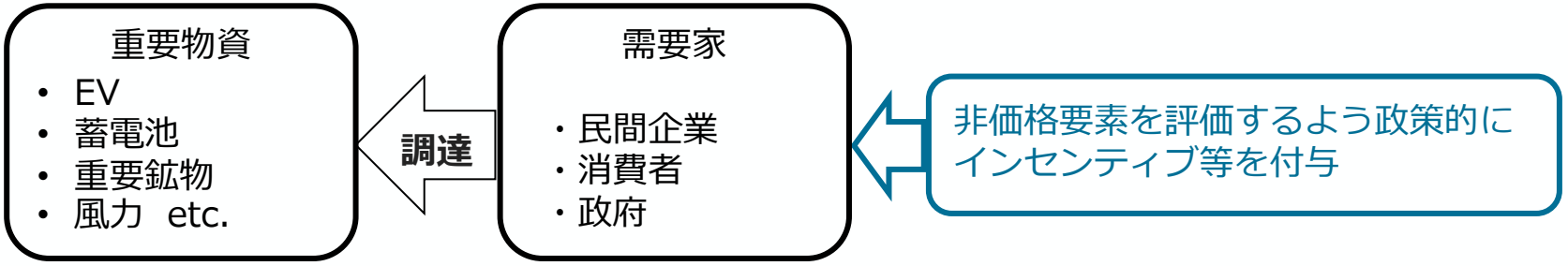
2025年6月 G7カナナスキスサミット （G7重要鉱物行動計画）

ロードマップは、**基準に基づく市場における最低基準を定める一連のクライテリア**を確立し、必要な措置としてトレーサビリティを強化する。これらの取組の一環として、市場への潜在的な影響を評価する。

2025年7月 日EU定期首脳協議（共同声明付属書II ：日・EU競争力アライアンス）

日EU双方は、（ネット・ゼロ製造部門のバリューチェーンを含む）部門ごとの、**透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性**からなる、**G7の強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則を考慮した製品のための標準及び基準の策定と実施に関する協力**を加速し、これらの原則に沿った製品の需要及び供給を刺激することを目指す。

（参考）非価格要素に関する政策（需要サイド）のイメージ



（２）海外事業展開への切れ目ない支援

- グローバルサウス未来志向型共創等事業や経済安全保障推進法の枠組み等により、**海外事業展開について、FS（事業化可能性調査）から、実証、更には実装まで切れ目ない支援**を措置、更に2026年6月の経済安保推進法改正によって支援を拡充したところ。

①経済安全保障に資する主な海外事業展開支援策

FS事業 → 小規模実証 → 大規模実証 → 実装事業・商業化

グローバルサウス未来志向型共創等事業

- グローバルサウスが抱える課題（DX/GX分野等）を解決することによる同市場の成長力を活かした日本国内産業活性化、米国関税の影響を受ける日本企業の新市場開拓、特定国への依存低減による経済安全保障の確保（サプライチェーン強靱化等）を図る。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

①小規模実証・FS事業	②大型実証事業（ASEAN加盟国向け）
③大型実証事業（非ASEAN加盟国向け）	④ウクライナ復興支援に向けた欧州企業連携・中東欧諸国等連携強化

重要な海外事業の促進

- 経済安全保障推進法及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律において、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設。
- 認定を受けた特定海外事業について、 JBICが劣後出資等を供与できることとし、民間資金の動員を図る。

＜特定海外事業＞

海外において事業者が行う事業
（１）国際的な輸送網の強靭化のための施設等の整備・運用
（２）重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用
（３）重要技術の海外展開のための施設等の整備・運用

②特定重要物資に係る日本国内への安定供給確保支援

経済安全保障推進法上の特定重要物資に係る支援については、生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入・開発等、幅広い措置が含まれる。
※**実際に海外における生産能力増強の取組を対象にしたものも存在**。

（例）レアアース磁石の生産能力増強
最先端技術を生み出す研究開発や一定規模の量産を可能とする能力を国内に確保した上で、技術流出の防止を的確に図りながら海外における生産能力を増強する取組を対象とする。

1．Promotion（産業支援策）

2．Protection（産業防御策）

3．Partnership
　i 官民連携
　ii 国際連携

4．Intelligence

5．まとめ

（１）「総合的なシンクタンク」「官民協議会」の創設

- 外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を結集し、機動的に調査研究を行い、政府全体の幅広い政策要請に応える**総合的な経済安全保障シンクタンク**を、**今年度内にRIETI内に設置するべく準備**を進めている。
- また、経済安全保障をめぐる環境が急激に変化する中、民間企業等と政府が共通認識を醸成し、業種横断的な関係を構築すべく、情報共有や協議を行う場が重要。このため、官民の限定メンバーで秘密情報等を共有する**官民協議会を2026年10月に設立**。**今後、個別テーマ毎に詳細を議論**。

総合的な経済安全保障シンクタンクの概要

- 外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を結集し、**機動的に調査研究**を行い、**政府全体の幅広い政策要請に応える**総合的な経済安全保障シンクタンクを**（独）経済産業研究所（RIETI）**に設置。
- RIETIの法定業務として、経済安全保障に関する総合的な調査研究を追加し、当該業務の**主務大臣**を**内閣総理大臣**とする。

（調査研究・政策提言テーマの例）

サプライチェーン	二国間の輸出入における依存度の分析のみならず、多国間におけるサプライチェーンの強靱性についての分析等、高度な専門性を必要とする調査研究を行う。
インフラ・リスク点検	幅広いインフラ産業や輸送等に係る経済安全保障上のリスクについて、発生可能性や影響度等の分析・評価等を行う。
技術	安全保障や地政学的な関心を背景とした国内外の先端的な技術動向の把握・分析を行う。

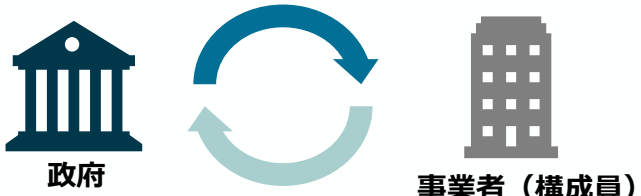
（資料）内閣府資料

官民協議会の概要

- 経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため、官民の連携による当該行為の防止のための情報共有及び対策の協議を行う官民協議会を組織。
- **潜在的リスク等に関して、機密性を確保しつつ、情報共有等を行う。**

国からの情報提供

- 重要物資や技術に関する**他国の動向や政策に関する情報**
- **経済安全保障上のリスクの予兆の伝達や早期警告**
- **総合的な経済安全保障シンクタンクによる分析、政府としての対応の方向性に関する情報** 等



構成員への協力の求め

- **他国の措置等による各社への影響**
- **潜在的リスクに対する対応状況** 等

（資料）内閣府資料

（２）経済安全保障グローバルフォーラム･ウィーク/東京フォーラム

- 経済安全保障分野における国内外、官民の共通認識の醸成や連携の強化を図るため、**2025年10月から12月**にかけて、**政府、独立行政法人、民間シンクタンク等が経済安全保障に関する国際イベントを集中的に開催**する初の**「経済安全保障グローバルフォーラム・ウィークス」**を実施（計28イベント）。
- その中核イベントとして、国内外の政府高官、関係機関等からの有識者等を集めた**日本政府主催**の**「経済安全保障 東京フォーラム」**を25年12月に開催。（主催：経産省、NSS、内閣府、共催：経団連、JETRO）
- **第2回のグローバルフォーラムウィーク/東京フォーラムは2027年2月に開催予定**。

経済安全保障グローバルフォーラム・ウィーク／東京フォーラムの概要

＜第2回（予定）＞

■開催日程（2027年2月）

・**2月24日（水）**東京フォーラム／レセプション
・**2月25日（木）**RIETI主催イベント
・**2月26日（金）**JETRO主催イベント
※上記以外のイベントも追加となる予定

■東京フォーラム（2月24日）

【主催】経産省、NSS、内閣府、外務省
（共催：経団連、JETRO）

【会場】東京国際フォーラム

・**オープニング：**日本政府閣僚、海外閣僚、経済団体代表

・**パネルディスカッション**
①各国の経済安全保障政策の力点
②サプライチェーン多様化
③技術管理
④経済安全保障とAI
⑤企業行動変容

＜第1回開催実績＞

参加者数：539人
参加国数：25ヶ国

■冒頭挨拶

①主催挨拶：　赤澤経済産業大臣
②主催挨拶：　小野田経済安全保障担当大臣
③来賓挨拶：　マルホトラ英国外務・開発省閣外大臣
④共催挨拶：　筒井経団連会長

① 
② 
③ 
④ 

■パネルディスカッション

・**パネル１：経済安保に関する政策・戦略**
【登壇者】米・EU・英・印・日の政府幹部等

・**パネル２：経済安保に関する産業・技術基盤強化等に向けた官民連携**
【登壇者】NEC、IBM、NESA（フィンランド政府機関）等

・**パネル３：重要鉱物サプライチェーン**
【登壇者】プロテリアル、アイシン、GM、仏Carester、JOGMEC等

・**パネル４：国家安全保障と経済**
【登壇者】米CSIS、英チャタムハウス、豪ASPI、地経学研究所、RIETI等

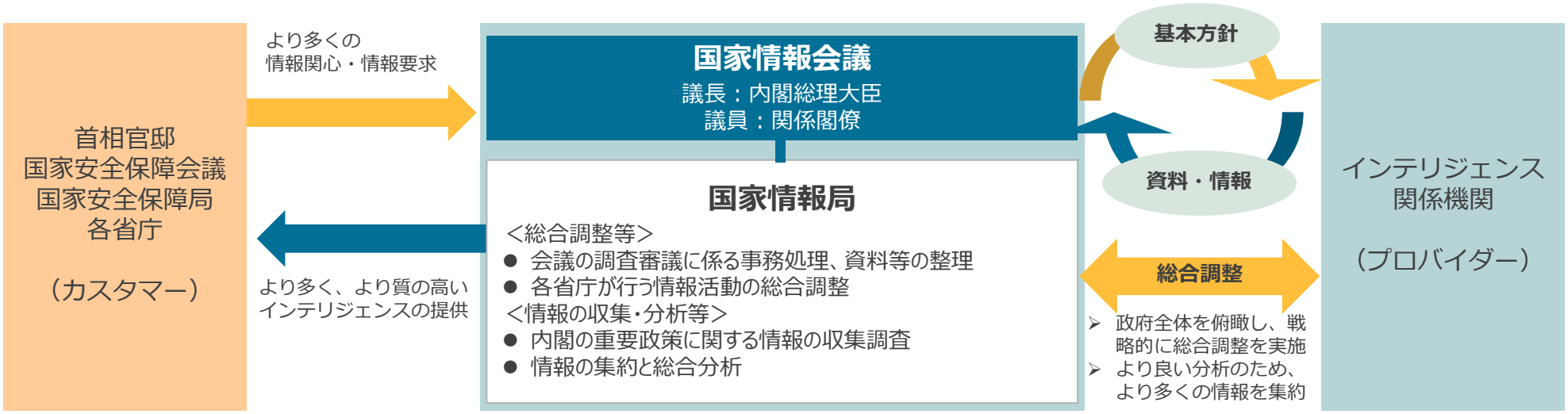
（参考）国家情報会議の設置

- 昨今の複雑で厳しい国際環境において、十分な情報をもとに我が国が直面する様々な課題に的確に対処するため、インテリジェンスの司令塔機能を強化する「**国家情報会議設置法**」が2026年5月に成立。
- これに伴い、2026年7月31日、「**国家情報会議**」及び「**国家情報局**」（内閣情報調査室を発展的に改組）を設置。

「**国家情報会議**」：総理を議長とする政治のリーダーシップの下、重要情報活動及び外国情報活動への対処（影響工作への対処を含む。）に関する重要事項等を調査審議し、各省庁の情報活動に対する「方向付け」を実施。

「**国家情報局**」：各省庁に対する「総合調整」を実施。より多くの情報を効率的に集約し、総合的な分析を行う体制を構築。

新たなインテリジェンスサイクルのイメージ



（資料）内閣官房「国家情報会議設置法案 概要資料」

1．Promotion（産業支援策）

2．Protection（産業防御策）

3．Partnership
　i 官民連携
　ii 国際連携

4．Intelligence

5．まとめ

経済安全保障政策の全体像（再掲）

● **戦略的自律性**と**戦略的不可欠性**の確保に向け**3つのP＋I**の取組を拡充しているが、**新たな対応が必要な課題も**存在。

（※）赤字は「新たに対応が必要な課題」、青字は「実施中の取組」、(頁番号)は本資料の該当ページ

◎**日本成長戦略**（2026年7月閣議決定）⇒　17分野の戦略実行
◎**製造基盤強化レポート**（2026年４月経産省公表）⇒　安保三文書における経済安保の位置づけ強化へ

（１）Promotion

(p.18) **ディマンドサイド対策**

(p.19) **新たな形態の支援メニュー**

(p.24) **テックスタックを意識した取組**

サプライチェーン強靭化補助金
・16物資、2.5兆円超予算
・**支援対象の拡大** (p.14)

資源確保関連3法案 (p.16)

K Program
・4領域51技術、5000億円
・**次期K Program** (p.23)

(p.29) **防衛産業基盤の強化**

（２）Protection

外為法等に基づく措置
・輸出管理　・投資管理
技術管理
・技術管理（技術管理対話スキーム等）
・技術流出対策ガイダンス

(p.37) **既存の枠組みで管理が困難な技術の管理**

貿易救済措置
・アンチダンピング調査の積極化
・制度の高度化（迂回防止、迅速化等）
→ 積極化

サイバーセキュリティ政策
・サプライチェーン全体での対策強化等（JC-STAR等）
→ 強化 → **サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ等** (p.43)

（３）Partnership

官民連携

企業行動変容参考ツール
・経済安保経営GL　・コーポレートガバナンス・コード改訂　・独禁法事例集　・企業結合GL改定　・技術流出対策ガイダンス

(p.51) **中堅・中小企業を含む幅広い企業への伴走支援**

国際連携

強化 ← **同志国等との連携強化** → 強化
・重要鉱物SC　・非価格要素　・AIエコシステム　・技術管理　・海外事業展開

（４）Intelligence

総合的なシンクタンク【2026年度内に設立予定】
・ SC、技術、インフラ・輸送に関する分析や、リスク点検等を実施

官民協議会【2026年10月1日に設立】
・テーマ毎に官民限定メンバーで秘密情報等を共有